

第3編 風水害等応急・復旧・復興対策編

第1部 風水害応急・復旧・復興対策

大雨や台風などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。

なお、以下、実施担当部局に示す()内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第1章 組織・情報

第1節 組織運営

第1項 組織動員計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、企画総務部、会計室（総務部情報班）、企画総務部（広報部）等
[全部局]

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大防止のために、初動体制の確立を図る。

第1 災害対策本部

市長は、市域に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部条例に基づき、市災害対策本部を設置する。

* 条例2 河内長野市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 市域に大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- (3) その他の状況により市長が必要と認めるとき

2 災害対策本部の設置場所

本部は市役所本館内に置く。（被災等により市役所本館に設置できない場合は、市役所別館に置く。）

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長は他の適当な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

3 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) 本部長が適当と認めるとき

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

危機管理室（総務部本部班）は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を企画総務部及び会計室（総務部情報班及び広報部）を通じて関係機関に通知、公表するとともに、本部の標識を市役所本館正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

* 資料1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

5 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (ア) 本部長には、市長を充てる。
- (イ) 副本部長には、副市長・教育長・参与を充てる。
- (ウ) 副本部長は、本部長不在の時、その職務を代行する。
- (エ) 本部員には、各部長等をもって充てる。

イ 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	危機管理室担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長
4	参与

ウ 本部事務局は、次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部には、本部事務局を設ける。

(イ) 本部事務局は各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

(ウ) 本部事務局は、危機管理室（総務部本部班）におき、その要員等は、防災関係業務を主管する各課より指定された職員を予め定めておくものとする。

エ 本部連絡員は、次のとおりとする。

災害対策本部会議と事務局と各部班との連絡のため、本部連絡員をおく。

本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部班の活動状況等の連絡を行う。

(2) 本部会議

ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊災害派遣要請に関すること

(オ) 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること

(カ) 災害救助法の適用要請に関すること

(キ) 他市町村への応援要請に関すること

(ク) その他災害に関する重要な事項に関すること

(ケ) 決定事項の通知に関すること

危機管理室（総務部本部班）は、災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をその都度府に報告し、または関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては、庁内放送などによりすみやかに周知徹底を図る。本部連絡員は各班相互間の連絡調整を迅速に処理する。

(3) 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要がある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

(4) 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要

* 資料1-4 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（風水害）

* 資料1-5 災害対策本部の部及び班の役割分担（風水害）

6 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合には、この組織と連携を図って活動する。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
- イ その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部で対応することが適当と認められた場合
- イ 市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- ウ 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

第2 動員配備

1 動員体制の確立

市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行する。

災害時の配備体制（風水害）

種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）
事前配備体制	<p>1</p> <p>(1) 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表され、災害の発生が予測されるとき。</p> <p>(2) 石川洪水注意報が発表され、災害の発生が予測されるとき。</p> <p>2 勤務時間内は、次の室の協議により必要と認めるとき。 勤務時間外は、市長補佐官（危機管理担当）が必要と認めるとき。</p> <p>危機管理室 道路交通室 下水道室 産業政策室 環境政策室 総務室 消防総務室 学校教育室 水道事業室 市民税務室 福祉政策室</p>	<p>1 左記の室が属する部の職員は、各部課で予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 通信・情報収集活動を行う。 軽微な災害には、職員の増員により対応する。</p> <p>2 事態の推移に従い、速やかに警戒配備体制に移行できる体制とする。</p>
警戒配備体制	<p>1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報</p> <p>2 小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官（危機管理担当）が必要と認めるとき。</p>	<p>1</p> <p>(1) 事前配備体制に記載する室が属する部の職員は、予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 局地的な災害応急活動を速やかに実施できる体制とする。</p> <p>(2) (1)に該当しない部局においては、職員は自宅で待機とする。</p> <p>2 災害応急活動要員の招集及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。</p>

		制に移行できる体制とする。
非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に、中規模な災害が発生したとき、あるいは予想される時。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前配備体制に記載する室が属する部においては、状況に応じて必要な人員を連絡網により招集し、あるいは自主登庁する。 (2) (1)に該当しない部局においては、課長級以上の職員は連絡網により招集、あるいは自主登庁する。 その他の職員は自宅で待機する。 2 避難者が予想される時は、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難部本部班）に連絡する。
緊急配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に、大規模な災害が発生したとき、あるいはその発生のおそれがあるとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の全力を挙げて防災活動を実施する体制 2 避難者が予想される時は、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難部本部班）に連絡する。

2 動員方法

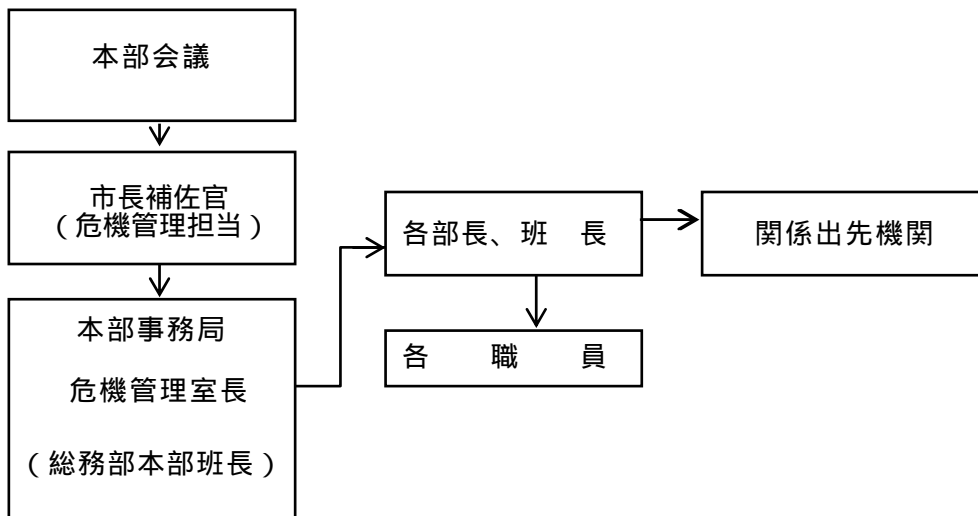
災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の配備体制」に定める方式であるが、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

(1) 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、市長補佐官（危機管理担当）より、危機管理室長（総務部本部班長）に伝達し、危機管理室（本部班）から各部長、各班長を経て各職員・関係出先機関に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

勤務時間内の配備の伝達ルート

(勤務時間内)



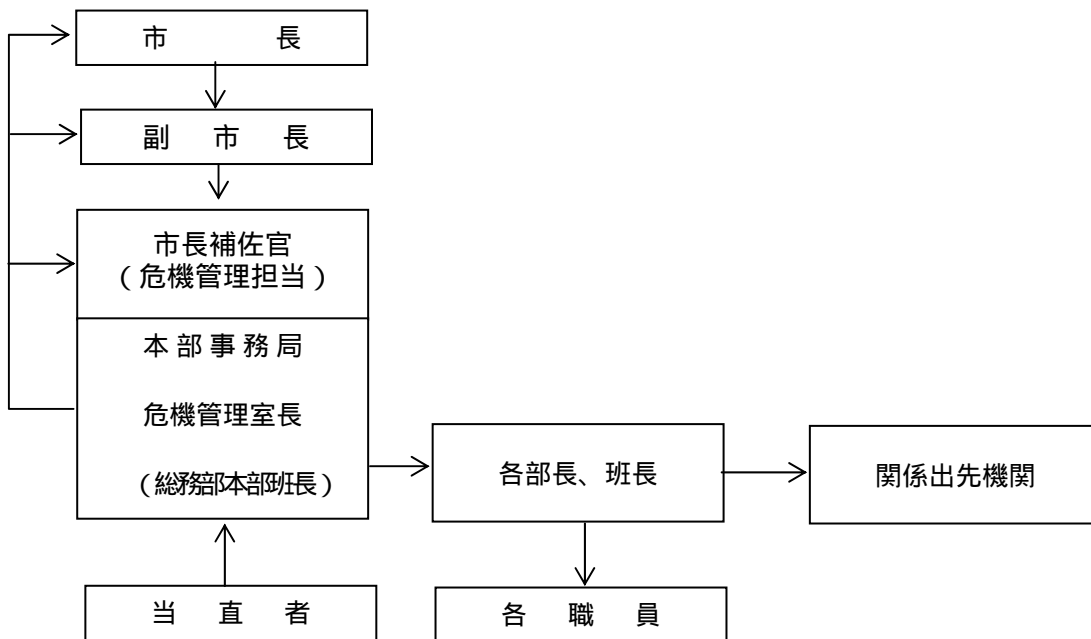
(2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア 当直者は、気象予警報等、降雨量、災害の前兆現象等について、関係機関や市民等からの通報があった時は、直ちに危機管理室担当者等に連絡する。

- 当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。
- イ 危機管理室長は、上記の情報について確認して市長補佐官（危機管理担当）へ連絡し、市長、副市長等と協議のうえ、市長から配備指令が出された時は、直ちに市長補佐官及び各部長、各班長を経て各班員、関係出先機関に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。
 - ウ 各班長は、所属の各班員への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
連絡または招集の方法は原則として次の手段による。
 - (ア) 電話
 - (イ) 庁用自動車等
 - エ 非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。
 - オ 市長補佐官及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

勤務時間外の配備の伝達ルート

（勤務時間外）



- カ 職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。
- キ 勤務時間外の参集は勤務場所に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能なときは最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の班長の指示に従って防災活動に従事する。
- ク 勤務時間外に災害が発生したときは、市役所の近傍に居住している職員で、各種情報の収集伝達等、初動活動にあてるものとする。
- ケ 非常招集及び自主参集を要しない者
 - (ア) 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
 - (イ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者
- コ 各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により市長補佐官（危機管理担当）に報告する。

* 資料1-7 動員報告書

サ 市長補佐官（危機管理担当）は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、または関係機関に連絡する。また、動員した人数が不足する場合は、議会事務局、行政委員会総合事務局、派遣職員（応援部）の職員の動員又は各部の職員の再配置を行う。

(3) 初動時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

ア 勤務時間内の初動体制

- (ア) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
- (オ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ 勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制

- (ア) 災害が発生し、その災害が「災害時の配備体制」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (イ) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な服装等を着用し、参集する。
- (ウ) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに所属の責任者に報告する。

ウ 持ち場に参集できない場合

- (ア) 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

3 初期活動

災害発生直後の初期活動を示す。また、災害対策本部体制における活動については、「河内長野市職員災害時初動マニュアル」に基づき実施する。

* 資料1-9 災害初期活動（風水害）

第2項 広域応援要請及び要員確保計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、企画総務部（広報部）

災害に際し、本市職員のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策、復旧対策に万全を期する。

第1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の異動を伴わずに要請する。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については市が負担し、応援要員は企画総務部（広報部）の指揮により配備する。

1 応援の要請できる要件

本市の地域に災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するために必要があると認められる場合
- (2) 自己の持つ消防力等では、消防、水防、救助等の効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (3) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

2 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする機関
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3 知事に対する応援の要求等

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援の要求等を行う。
この場合には、府危機管理室を通じて行う。

4 他の市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援の要求を行う。
また、災害時応援協定を締結した市町村に対して応援の要求を行う。

* 資料12-1 災害相互応援協定（中河内地域・南河内地域9市2町1村）

* 資料12-2 災害時における相互応援協定（橋本市・五條市・河内長野市）

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

1 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条第2項の規定により職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条第1項に基づき、応急対策又は復旧対策のために必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。また、災害対策基本法第30条第2項に基づき、知事に対し、他の地方公共団体又は特定地方公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。

なお、危機管理室（総務部本部班）は、その場合の手続きを次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

第3 応援の受入れ

府や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容（職員の数及び技能、応援資機材、車両等の状況）、到着予定日時・場所、活動日程等を市災害対策本部が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

2 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部（消防部）と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

第4 労働力の確保

1 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市長は、市域に災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事したものがそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかったときは、災害対策基本法第84条の規定により補償を行う。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		" 第65条第2項	警察官
		" 第65条第3項	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	" 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	" 第71条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

(2) 従事命令の対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者
従事命令(消防作業) 従事命令(水防作業)	火災の現場附近にある者 水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。

災害対策基本法に定める公用令書の様式は、以下のとおりである。

*様式14 公用令書

(4) 費用

知事又は知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害対策基本法第82条により府が実費を弁償する。

(5) 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡もしくは負傷、又は疾病にかかった場合には、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

第5 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

1 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は、各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

2 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定にあたっては、団体等の意見を尊重して行う。

- (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 軽易な作業の補助
- (6) その他上記の作業に類した作業

3 一般労働者

- (1) 被災者の安全な場所への避難
- (2) 医療及び助産における各種移送業務
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) その他災害応急対策実施上の補助業務

4 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

5 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

第3項 自衛隊災害派遣要請計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合で、市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難く、市民の生命又は財産の保護のため市長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第1 災害派遣の要求手続

市長が知事に対して派遣要請を要求する場合は、様式13「災害派遣要請書」を知事あてに提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話その他敏速な方法により連絡するものとし、事後すみやかに「災害派遣要請書」を提出する。同時に自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。府への連絡及び関係書類の提出は、府危機管理室を窓口とする。

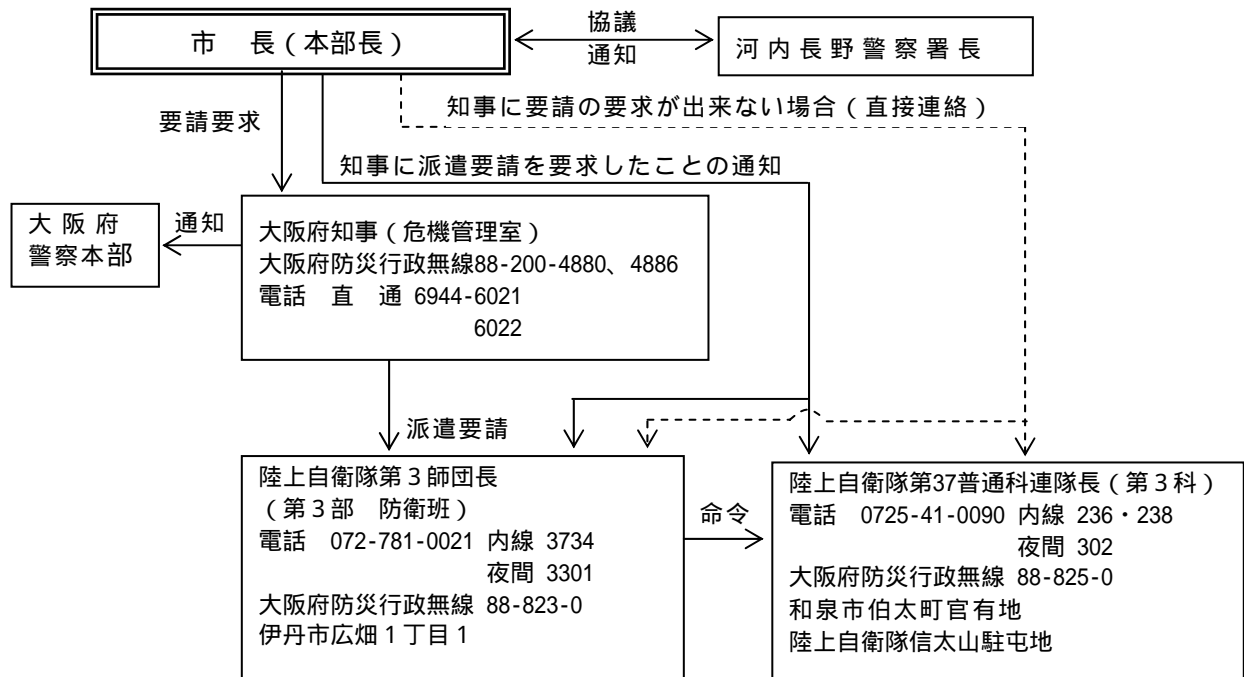
1 「災害派遣要請書」記載事項

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 自衛隊の連絡先

陸上自衛隊	第3師団司令部	伊丹市広畑1-1	072-781-0021
	信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090

要請経路



第2 その他の自衛隊の災害派遣

その他の自衛隊の災害派遣は、上記の市長の要求による知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に行う。

- 1 まさに災害が発生しようとしている場合における知事の単独要請に基づく災害派遣
- 2 自衛隊の自主派遣基準
災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。
この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。
 - (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
 - (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、次の事項を行う。

- 1 派遣部隊の誘導
自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により河内長野警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。
- 2 受入れ体制
 - (1) 危機管理室（総務部本部班）は、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。
 - (2) 受入れ体制の確立
応援の決定により要員の派遣が行われる場合には、宿舎等のため河内長野市高向1218番地1他（19000㎡：宮の下駐車場）に、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け、受入れ体制を整える。
- 3 作業計画及び資機材等の整備
自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 4 災害時用臨時ヘリポートの設営等
災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても設営の準備をする。
- 5 自衛隊の活動内容
自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。
 - (1) 被害状況の把握
 - (2) 避難の援助
 - (3) 避難者等の搜索救助
 - (4) 水防活動

- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

6 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となるべき事項

第4 派遣部隊等の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収を要請する。なお、事後速やかに様式13「撤収要請書」を提出する。

「撤収要請書」記載事項

- (1) 撤収要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員及び従事作業の内容
- (4) その他参考となるべき事項

第4項 災害救助法適用計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、知事は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代って実施する。

また、知事の救助事務の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- 1 市の区域内の住家滅失世帯数が100世帯以上に達するとき
- 2 府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき
- 3 府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であり、市の区域内の被災世帯数が多数であるとき
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の保護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 5 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第3 住家滅失世帯数の算定基準

- 1 全壊（全焼）、流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- 2 半壊、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- 3 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。
なお、被害の程度については、被害状況の報告基準のとおりである。

* 資料3-1 被害状況等報告基準

第4 災害救助法の適用手続き

- 1 市長は、本市における災害による被害の程度が、前記第2の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を知事に報告する。

- 2 市長は、前記第2の「災害救助法の適用基準」の4の後段及び5の状態、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。
- 3 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置について知事の指示を受けなければならない。

第5 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- 1 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む）
- 2 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第7 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、その都度、厚生労働大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

* 様式8 被害状況等報告様式

* 資料3-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準

第5項 激甚災害の指定

実施担当部局 全部局

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- 第1 激甚災害指定による財政援助
 - 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 2 農林水産業に関する特別の助成
 - 3 中小企業に関する特別の財政援助
 - 4 その他の財政援助及び助成

第 2 節 情報

第 1 項 気象予警報等収集伝達計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、都市建設部（交通部）、環境経済部（食糧・日用品部）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、気象予警報等その他災害に関する情報等を各関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資するものである。

第 1 気象予警報等の種類と発表基準等

大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち本市に関連のある警報・注意報等の種類及びその発表基準等は次のとおりである。

1 警報

気象現象等により南河内に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には表 1 の条件に該当する場合である。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合
地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には表 2 の条件に該当する場合である。

2 注意報

気象現象等により南河内に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種類	発表基準
気象注意報	風雪注意報 風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報 強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報 大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。
	大雪注意報 大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（气象台において）で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報 落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 气象台において実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報 なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報 着雪によって通信線や送電線等に災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
	霜注意報 4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
低温注意報 低温によって農作物等に著しい被害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合	
地面現象注意報	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起るおそれがあると予想される場合

浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

- (注) (1) 発表基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- (2) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される(気象庁予報警報規程第3条)
- (3) 印は、気象注意報、警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(表1) 大雨警報・注意報基準

二次細分区域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準	
		雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準
南河内	富田林市	平地 : R1=45, R3=80 平地以外 : R1=50, R3=110	115 (~ 121)	R1=20 and RT=50, R3=40	80 (~ 84)
	河内長野市	平地 : R1=50, R3=90 平地以外 : R1=70, R3=130	114 (~ 157)	R1=20 and RT=50, R3=40	79 (~ 109)
	松原市	R1=45, R3=70	-	R1=20 and RT=50, R3=40	109
	羽曳野市	R1=45, R3=80	112 (~ 122)	R1=20 and RT=50, R3=40	78 (~ 85)
	藤井寺市	R1=45, R3=80	-	R1=20 and RT=50, R3=40	109
	大阪狭山市	R1=45, R3=70	114 (~ 124)	R1=20 and RT=50, R3=40	79 (~ 86)
	太子町	R1=50, R3=110	122	R1=20 and RT=50, R3=40	85
	河南町	R1=50, R3=110	121 (~ 124)	R1=20 and RT=50, R3=40	84 (~ 86)
	千早赤阪村	R1=50, R3=110	121 (~ 157)	R1=20 and RT=50, R3=40	84 (~ 109)

【留意点】 二次細分区域(南河内)内のいずれかの市町村で基準を満たせば、二次細分区域(南河内)全体に警報・注意報を発表する。

【備考】

- 雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。
- 雨量基準欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。例えば「R1=20andRT=50」であれば、「1時間20mm以上かつ総雨量50mm以上」を意味する。
- 雨量基準欄において「平地」、「平地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地」、「平地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地」、「平地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のなかった市町村には「平地」、「平地以外」の地域名を使用していない。
- 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。なお、基準値に範囲がある場合は最大値を括弧内に記述した。
- 土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定しない(注意報には設定する)。

(表2) 洪水警報・注意報基準

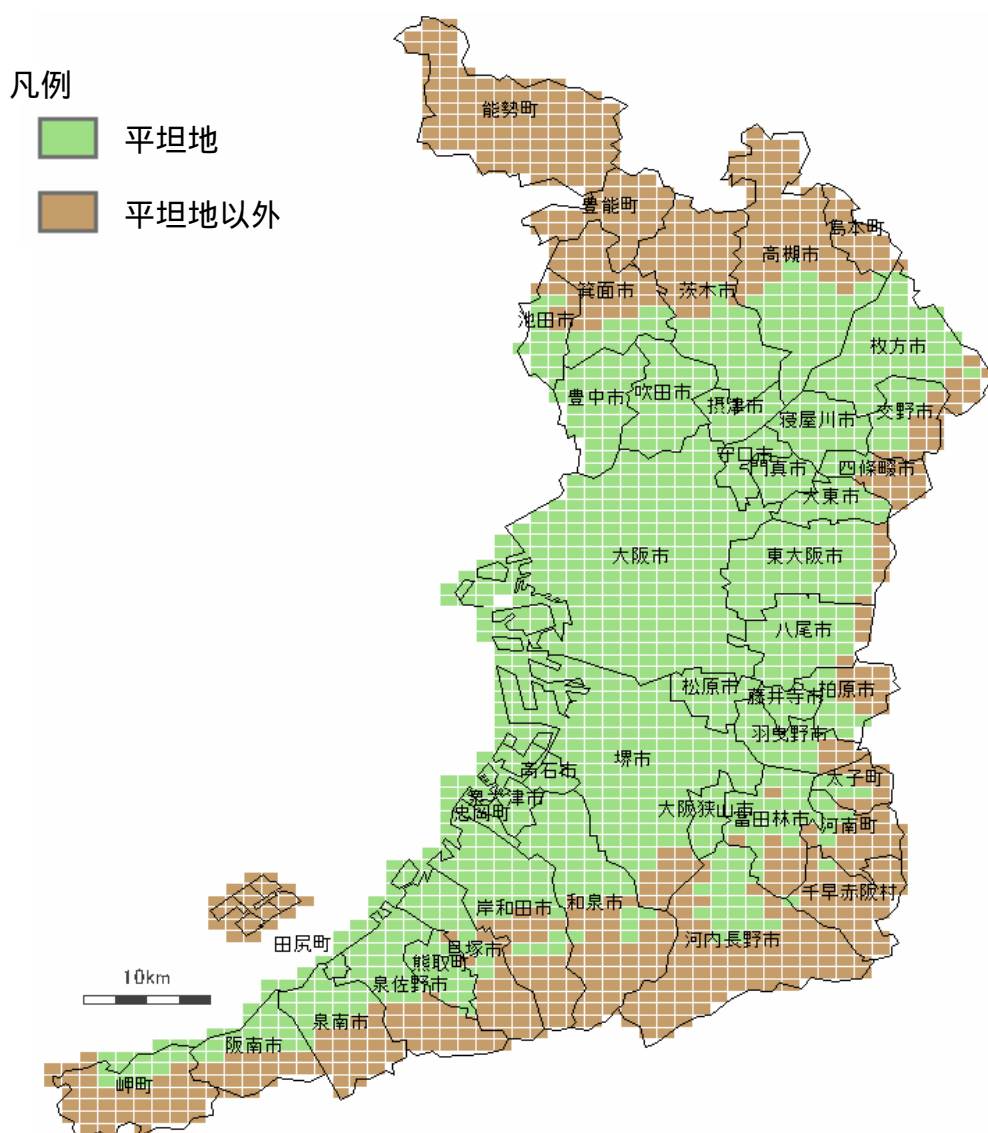
二次細分区域	市町村	洪水警報基準		洪水注意報基準	
		雨量基準	流域雨量指数基準	雨量基準	流域雨量指数基準
南河内	富田林市	平地 : R1=45, R3=80 平地以外 : R1=50, R3=110	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	河内長野市	平地 : R1=50, R3=90 平地以外 : R1=70, R3=130	石見川流域=10, 西除川流域=11	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	松原市	R1=45, R3=70	西除川流域=16	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	羽曳野市	R1=45, R3=80	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	藤井寺市	R1=45, R3=80	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	大阪狭山市	R1=45, R3=70	西除川流域=11	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	太子町	R1=50, R3=110	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	河南町	R1=50, R3=110	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-
	千早赤阪村	R1=50, R3=110	-	R1=20 and RT=50, R3=40	-

【留意点】 二次細分区域（南河内）内のいずれかの市町村で基準を満たせば、二次細分区域（南河内）全体に警報・注意報を発表する。

【備考】

- ・雨量基準欄の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。
- ・雨量基準欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。例えば「R1=20andRT=50」であれば、「1時間20mm以上かつ総雨量50mm以上」を意味する。
- ・雨量基準欄において「平坦地」、「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地」、「平坦地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平坦地」、「平坦地以外」の領域が存在しても基準を分ける必要のなかった市町村には「平坦地」、「平坦地以外」の地域名を使用していない。
- ・大阪府については流域雨量指数基準の設定は警報のみとし、1991～2005年の「最大値+1」の値を用いる。

（別図1）「平坦地」「平坦地以外」の格子の区分



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：平坦地以外の地域（概ね傾斜が30パーミル以上または都市化率が25パーセント以下の地域）

【備考】

- ・関西国際空港は市街地とは海を隔てて離れているため、「平坦地以外」として扱う。

3 気象情報

気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。

4 石川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区气象台及び大阪府が共同で行う（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条第1項）。

その発表基準は、次のとおりである。

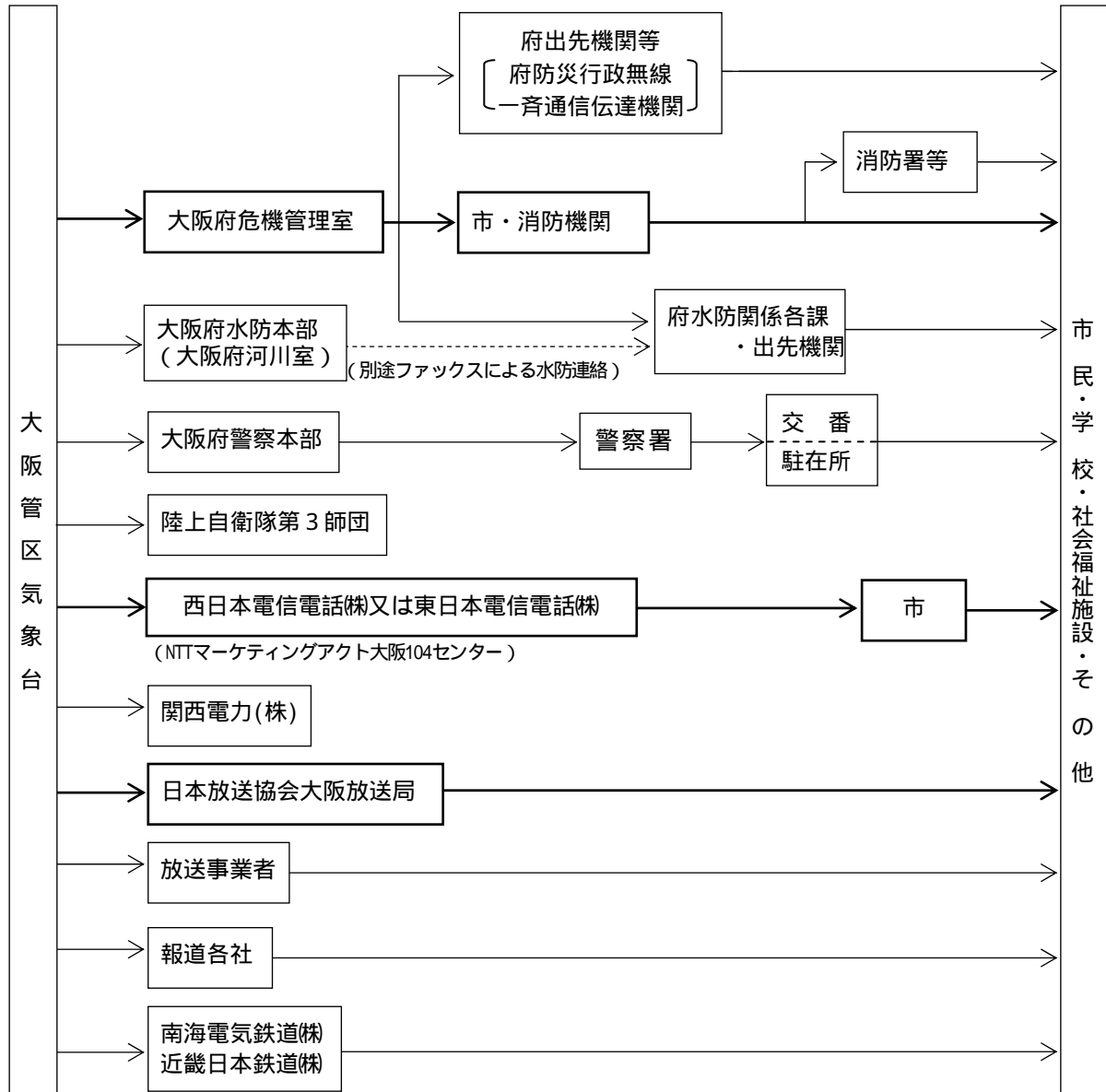
種類	発表の基準
石川はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき
石川はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

5 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区气象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、市民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条及び第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

6 気象予警報等の伝達系統

(1) 気象予警報等の伝達総括図



(注) 1 太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。

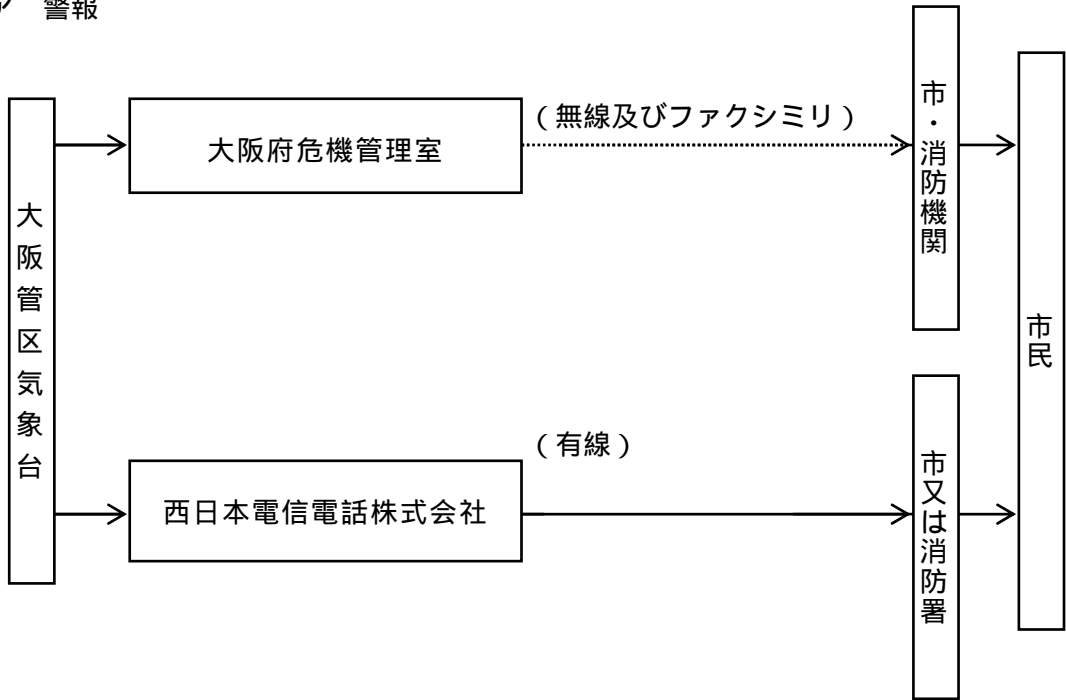
2 印は、警報の場合のみ

3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。

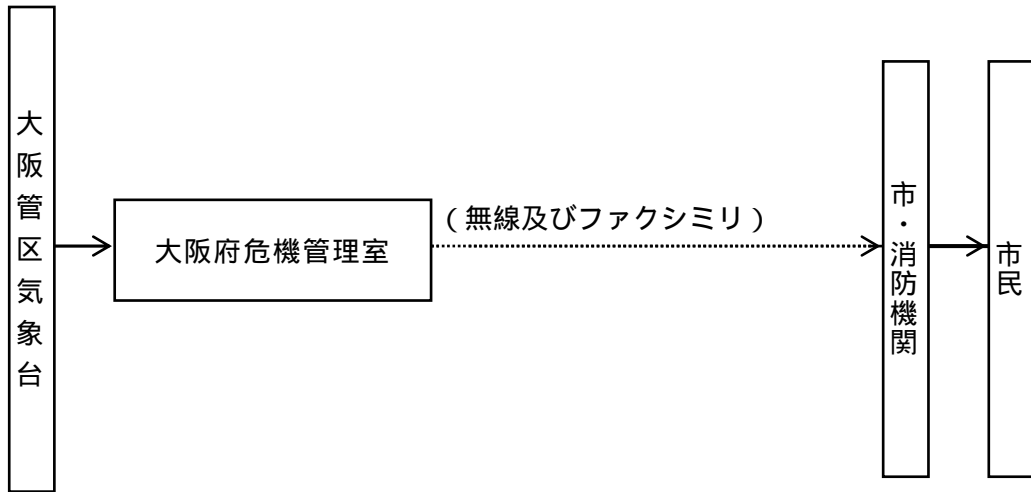
4 報道各社とは朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

(2) 気象予警報等の具体的な伝達系統

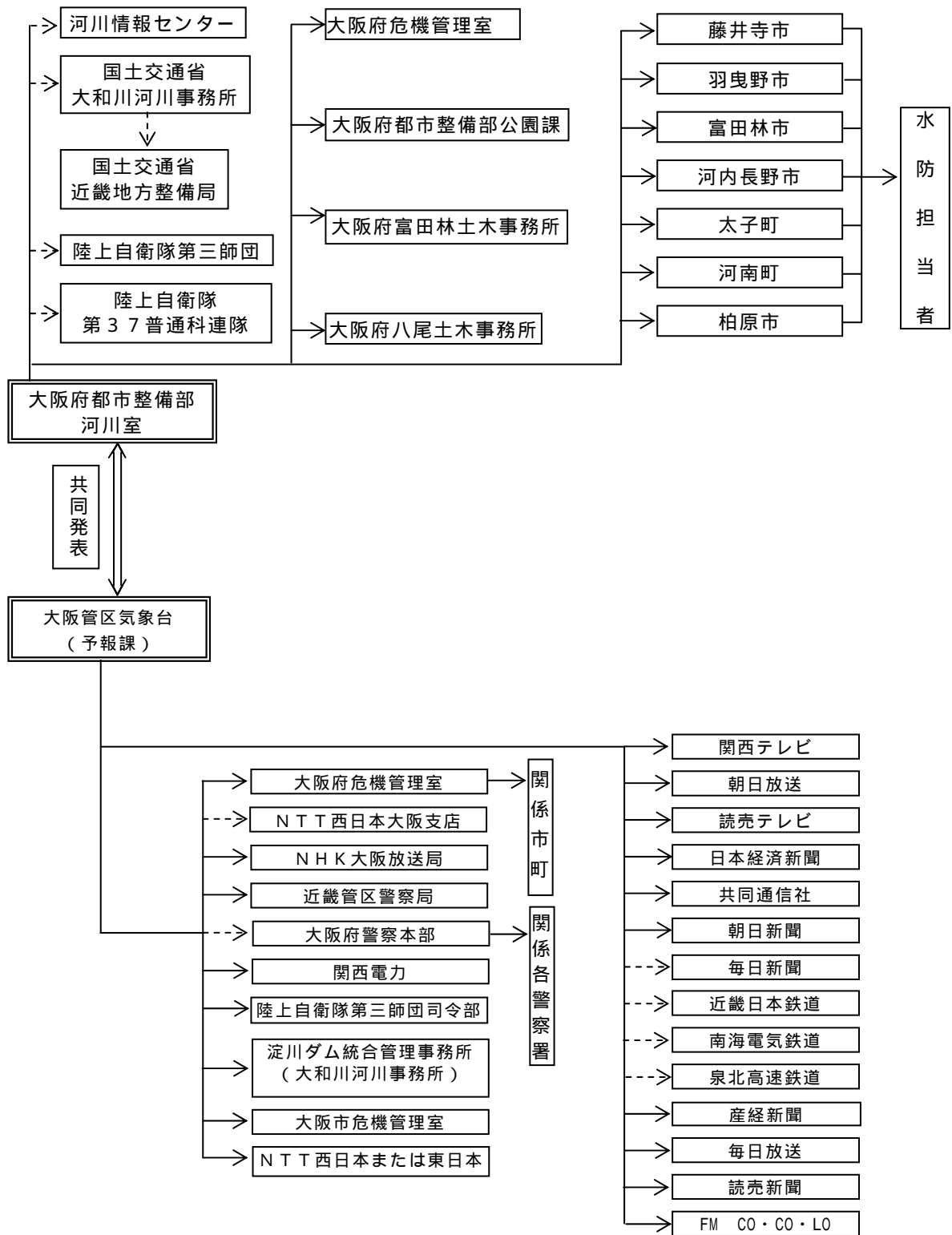
ア 警報



イ 注意報

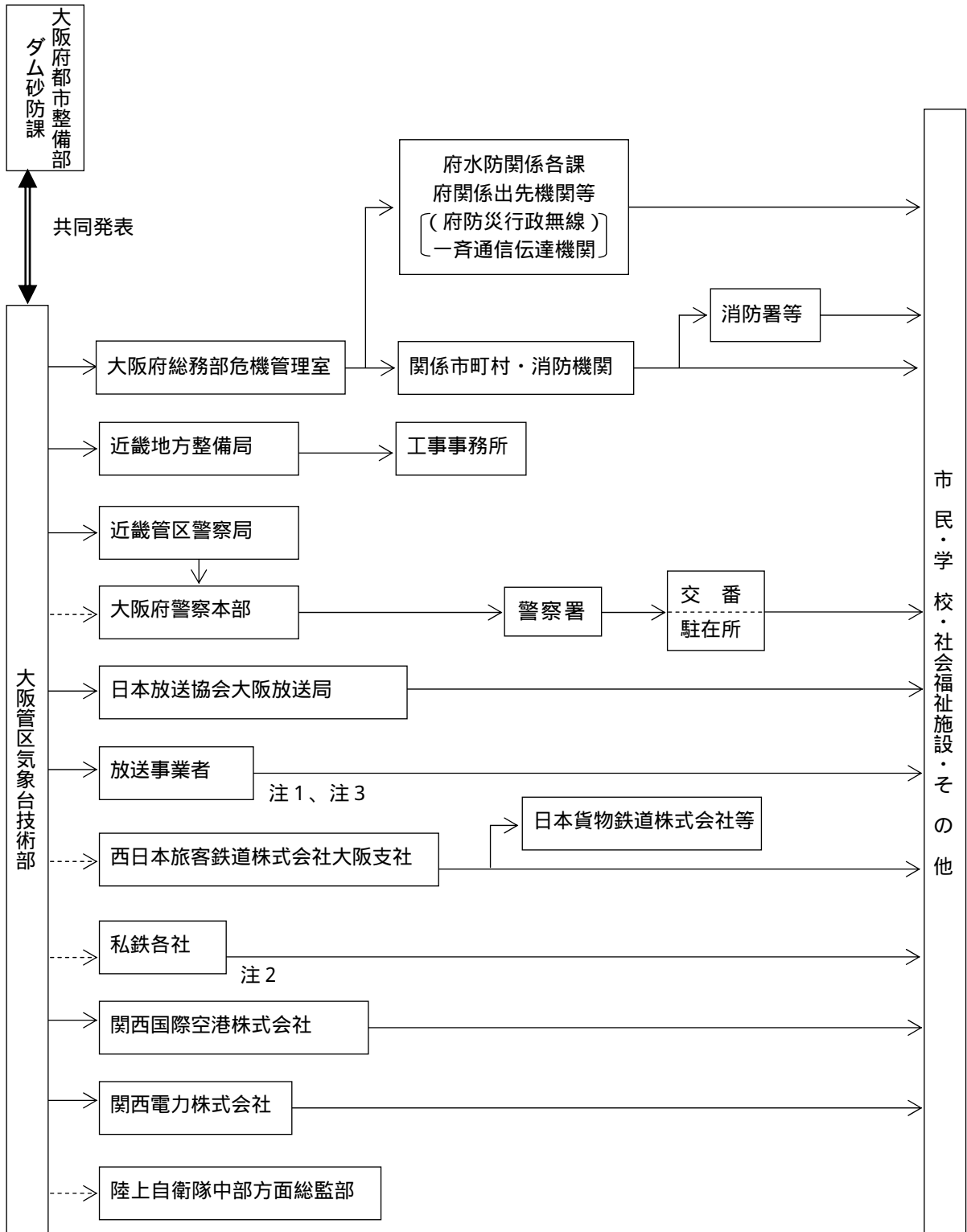


(3) 石川洪水予報伝達系統



—— 専用回線
 - - - - 専用回線以外

(4) 土砂災害警戒情報の伝達経路



- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の6社である。
- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で----->及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

(5) 庁内における気象予警報等の収集伝達

- ア 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理室が行う。
- イ 危機管理室は、この予警報等を受信したときは、直ちに市長、副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。
- ウ 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係機関等に伝達する。
- エ 危機管理室は、予警報等のうち特に必要とする情報については、庁内放送するなど全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る住民に対して、市防災行政無線等で周知を図る。
- オ 夜間休日における情報収集は当直者が行き、大雨、洪水注意報や警報については、直ちに危機管理室担当者等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第2 知事の発表する水防警報

発表基準

知事が指定する河川等に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の水防警報を発する。

ただし、市域の河川に指定されたものはない。石川も本市域については指定外である。

第3 雨量・水位等に関する情報の収集

- 1 雨量等の気象情報は、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、市・大阪府・国土交通省・気象庁ホームページ、テレビ・ラジオの他、観測機器により適宜（毎時等）情報を収集する。

* 資料2-6 市役所内の気象情報機器

- 2 府、近畿地方整備局、気象台の雨量・水位等の観測地点は、次のとおりである。

* 資料2-7 関係機関雨量観測所一覧

* 資料2-8 水位観測所一覧

* 資料2-9 雨量計・水位計位置図

- 3 府の雨量・水位の情報は、府防災情報システム及び大阪府河川防災情報で確認する。

大阪府河川防災情報

<http://www-cds.osaka-bousai.net/suibou/index.html>

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、適宜（毎時等）情報を収集する。

- 4 雨量・水位等の情報の分析は、危機管理室（総務部本部班）で行い、本部に報告する。

(1) 雨量

危機管理室（総務部本部班）は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、本部長に報告する。本部長は、必要に応じて、大阪管区気象台、大阪府危機管理室等へ連絡する。

(2) 河川・ため池水位

ア 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報を受けたときは、観測した水位を調査し、本部、現地指導班長（富田林土木事務所長）及び他の水防管理者へ通報する。

イ ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、現地指導班長（南河内農と緑の総合事務所長）及び水防管理者へ水位状況を通報する。

(3) 情報交換の徹底

水防管理者及び現地指導班長（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

5 災害危険箇所に関する情報の収集

災害危険箇所に関する情報の収集については、「第4 水害・土砂災害の警戒体制」を参照すること。

6 市民への周知

市は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、警鐘、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知に当たっては、災害時要援護者に配慮する。

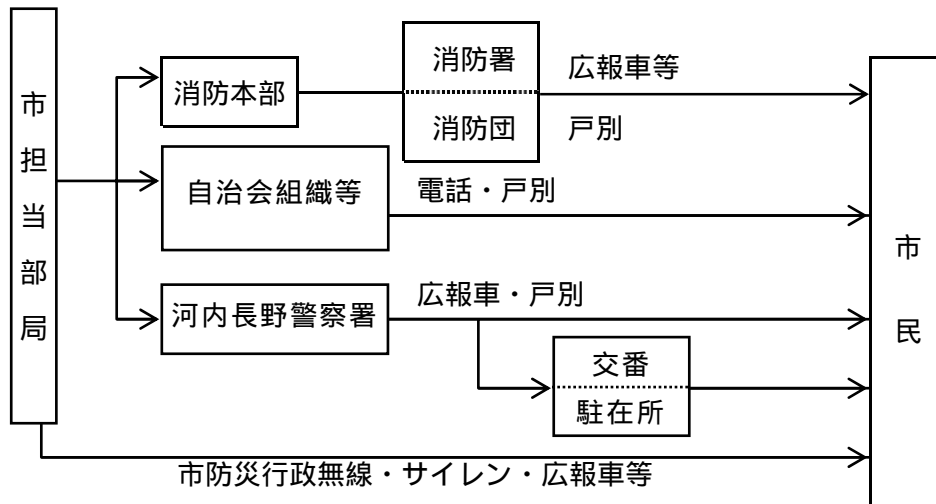
周知内容、方法等については、「第4 項災害広報計画第1 実施機関及び第2 広報の方法」を参照すること。

第4 水害・土砂災害の警戒体制

1 伝達情報の内容

- (1) 気象予警報等の情報
- (2) 土石流テレメーター観測局の情報
- (3) 府下の降雨量の状況
- (4) 河川、ため池の水位
- (5) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (6) 避難の勧告・指示
- (7) その他応急対策に必要な情報

2 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図



3 前兆現象等の把握

危機管理室は、大雨注意報・警報等が発令された場合又は水害・土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握をする。

(1) 土石流

- ア 山鳴り
- イ 降雨時の川の水位の低下
- ウ 川の流れの濁り及び流木の混在など

(2) 地すべり

- ア 地面のひび割れ
- イ 沢や井戸水の濁り
- ウ 斜面からの水の吹き出しなど

(3) がけ崩れ

- ア わき水の濁り
- イ がけの亀裂
- ウ 小石の落下など

(4) 山地災害

- ア わき水の濁り
- イ 山の斜面を水が走るなど

(5) 河川、ため池

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当りが強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の溢水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。
- キ 取入口の閉鎖状況
- ク 流域山崩れの状態
- ケ 流入水ならびにその浮遊物の状態
- コ 余水吐及び放水路付近の状態
- サ 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- シ 樋管の漏水による亀裂および欠け崩れ

4 雨量の観測

雨量の情報は、危機管理室が雨量情報システムにより入手する。雨量測定開始時期は、気象台の大雨注意報が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入っ
てからの測定間隔はおおむね10分とする。

5 土砂災害警戒活動

(1) 警戒活動の内容

ア 第1次警戒体制の場合

(ア) 防災パトロールにより各危険箇所の前兆現象の把握に努め、市民に対する広報
を実施する。

(イ) 自治会等の防災活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制の場合

(ア) 市民等に避難準備を行うよう広報を行う。

(イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく警告、事前措置、避難の指示を行う。

(2) 警戒活動の基準

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断するべきであるが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

(ア) 第1次警戒体制

前日まで連続雨量が 100ミリ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40 ～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない 場合で
当日の日雨量が50ミリ をこえた時	当日の日雨量が80ミリを こえた時	当日の日雨量が100ミリ をこえた時

(1) 第2次警戒体制

前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が100ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめた時

イ 土石流危険渓流の警戒基準雨量

(ア) 第1次警戒体制

警戒雨量	実効雨量	77ミリを超え、警戒を要すると認められる場合
------	------	------------------------

(イ) 第2次警戒体制

避難雨量	実効雨量	112ミリを超え、避難を要すると認められる場合
------	------	-------------------------

これらの基準雨量については、大阪府土木部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」等の結果を参考に府下全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、注意が必要である。

ウ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域
前記ア、イの警戒基準雨量を参考に警戒活動を開始する。

(3) 避難勧告の基準

土砂災害警戒準備情報の発表を受けて避難の準備を実施し、土砂災害警戒情報の発表があった際には避難勧告を発令する。

区分	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、また、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況
市民に求める行動	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難施設への行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） その他の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	通常避難行動ができる者は、計画された避難施設等への避難行動を開始	避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
判断基準	【土砂災害】 予測雨量で基準を超過、前兆現象	【土砂災害】 土砂災害警戒情報の発表時、前兆現象	【土砂災害】 近隣で土砂災害の発生、前兆現象、実況雨量で基準を超過

(4) 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

(5) 情報交換の徹底

府・市をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

6 水防活動

(1) 警戒体制

ア 常時監視

水防法第9条に基づき、河川堤防、ため池等の巡視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所がある時は、その旨を水防管理者に報告する。府管理河川については水防管理者は富田林土木事務所に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の3班にわかれて巡回し、異常を発見した場合はただちに富田林土木事務所または南河内農と緑の総合事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

ウ 避難のための立ち退き

「第2章第2節第1項避難計画」に定めるとおり。

エ 警戒区域の設定

(ア) 水防法第21条（警戒区域への関係者以外の立入禁止）及び第24条（居住者等の水防義務）により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し関係者以外の立入を禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者または水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

(イ) 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、河内長野警察署長に対して事案の概要を通報して、警察官の出動を求めることができる。

7 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害活動は、次のとおりとする。

(1) 気象予警報等の伝達

危機管理室（総務部本部班）は、気象台から発表される気象予警報に関する情報等を、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。地下空間の管理者等は、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

周知内容、方法等については、「第4項災害広報計画第1実施機関及び第2広報の方法」を参照すること。

(2) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防署へ通報する。

第5 ライフライン・交通等の警戒体制

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道及び下水道

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

- (2) 電力（関西電力株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策資機材の点検、整備、確保
 - ウ 主要供給路線、橋梁架管等、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社関西支社）
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出勤準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置
- 2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

 - (1) 電源設備の整備、点検
 - (2) 中継・連絡回線の確保
 - (3) 放送設備・空中線の点検
 - (4) 緊急放送の準備
- 3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

 - (1) 鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
 - (2) 道路施設
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
 - (3) 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）
 - ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
 - イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第6 火災警報

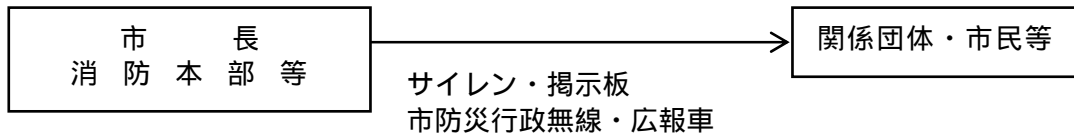
1 火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、消防法第22条第3項に基づき気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの場合

（注）消防法に基づいて大阪管区気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。

- 2 火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。
 - (1) 火災警報発令サイレン信号、同解除サイレン信号
 - (2) 火災警報発令時には、「火災警報発令中」の掲示板を消防本部、消防署、出張所に掲示し、解除時にはこれを撤去する。
 - (3) 市防災行政無線固定系で適宜放送する。
 - (4) 消防本部の広報車等で、巡回し周知する。

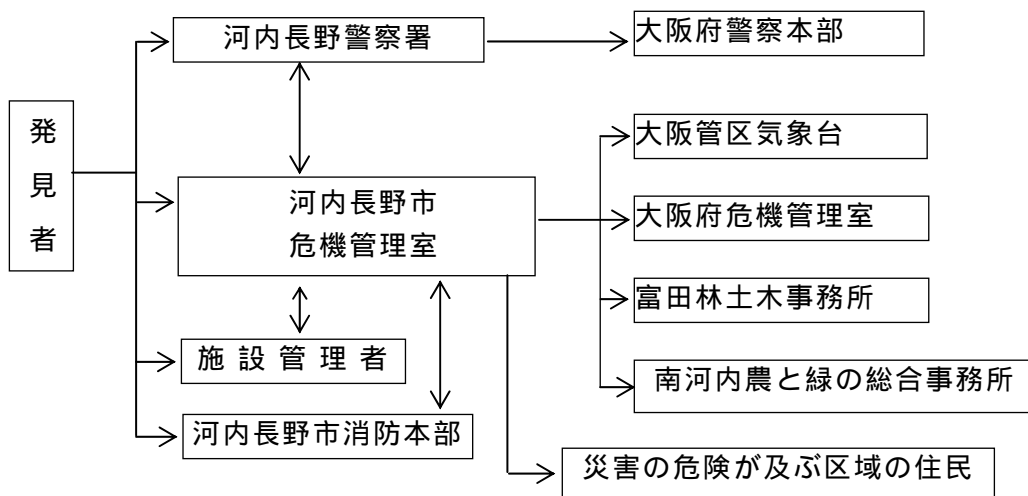


- 3 消防本部における措置
市消防計画（火災警報伝達計画）に基づき、必要な措置を講ずる。

第7 その他の異常現象

災害が発生するおそれのある異常現象（第4「3前兆現象等の把握」の項参照）を発見した者は、次の方法により措置する。

- 1 発見者の通報義務
異常現象を発見した者は、遅滞なく施設管理者、消防本部・危機管理室、警察官等に通報する。
- 2 警察官の通報
異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに消防本部又は危機管理室に通報する。
- 3 危機管理室（総務部本部班）の通報
通報を受けた危機管理室は、必要に応じ大阪管区气象台、府（本庁関係課又は出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある現象については、市民に周知する。



第2項 被害情報収集伝達計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、企画総務部（総務部情報班）、会計室（総務部情報班）

[全部局]

災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

第1 初動情報の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- 1 消防機関への通報状況
- 2 河内長野警察署からの情報（通報状況等）
- 3 防災関係機関からの情報
- 4 市民等からの情報
- 5 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- 6 その他

第2 被害状況等の把握

- 1 災害情報の一元化を図るため、情報通信総括責任者として副市長を選任し、災害情報の収集・総括・報告にあたる。
- 2 災害対策本部が設置された場合、各班長は、被害の程度・規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確にまとめ、本部長に報告し、取るべき措置について指示をあおがなければならない。
 - (1) 被害状況の種類については、次のとおりである。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した区域・場所
 - エ 被害状況
 - オ 災害に対して既にとった措置
 - カ 災害に対して今後とろうとする措置
 - キ 災害対策に要した費用の概算額
 - ク その他必要な事項
 - (2) 調査の担当は、災害対策本部の事務分掌による。
- 3 被害調査報告
被害調査はそれぞれ各課（各班）が実施し、企画総務部（総務部情報班）に報告する。
なお、緊急を要する被害の報告は、無線で本部に連絡する。
- 4 市民からの通報受付
災害対策本部の応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報や応急対策依頼内容については、市民文化部市民税務室、人権推進室（生活部本部班）が集中して受け付けるものとする。

5 調査報告の留意事項

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握するため、関係機関と常に連絡を図る。
- (2) 災害対策本部への報告は、様式 8 により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
- (3) 被害の様子については、できるだけ写真を添付する。
- (4) 被害の調査にあたっては、河内長野警察署と連絡を密にする。

6 広域情報の把握

大阪府防災情報システムの端末機で把握する。

第3 被害状況の報告

収集した被害情報等のうち、必要なものを整理して、次に示す関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- 1 報告を要する関係機関
- 2 応急対策を実施する庁内の関係各班
- 3 報道機関
- 4 市民
 - * 様式 1 発信用紙
 - * 様式 2 受信用紙
 - * 様式 4 災害受信・現場報告記録（風水害用）

第4 大阪府等への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を観測した場合、第一報を府に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、観測後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。府への報告が、通信の途絶によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

- 1 報告の基準
 - (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
 - イ 市が本部を設置したもの。
 - (2) 個別基準（風水害）
 - ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - イ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
 - (4) その他、特に報告の指示があった場合

2 報告要領

8階無線室に設置されている大阪府防災情報システムの端末機により報告を行う。

なお、防災情報システムの機器の故障及び防災情報システム端末機が使えない場合は、大阪府防災行政無線、電話、FAX等で行う。

(1) 「直後」報告（災害概即報）

被害の状況を総括的なランク（重度、軽度、なし）で調査対象別（人的、住家、非住家、土木被害）に報告する。

(2) 「即報」報告（被害状況即報）

調査対象別に、被害数値（被害者数、被害個所数、被害金額等）を町丁目及び小学校区別に入力し、適宜報告する。

(3) 「確定」報告（災害確定報告）

最終の確定被害数値を報告する。

3 土砂災害の報告

市は土砂災害が発生した場合には、地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）及び土石流災害報告様式（府用）により、富田林土木事務所まで、被害状況の報告を行う。

* 資料3-1 被害状況等報告基準

* 様式 8 被害状況等報告様式

* 様式 9 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）

* 様式10 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

第3項 災害通信計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）

災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

災害時の通信連絡手段としては、電話が電話線の切断や電話の輻そう等による混乱で使用できない場合には、本市保有の各種無線や府防災行政無線、又は関係機関の各種通信施設を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

第1 通信連絡窓口

- 1 国、大阪府、隣接市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、警察等
*資料4-1 通信連絡窓口

第2 河内長野市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の単信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、災害時に特に必要な関係機関や避難所との連絡や、市災害対策本部からの連絡を円滑に実施できるようにしたものである。

市防災行政無線システムの概要は、次のとおりである。

*資料4-2 市防災行政無線系統及び設置場所

1 固定系

この無線システムは、気象予警報等の各種災害情報や災害対策本部からの指令等を伝達し、連絡内容に応じて市民等への周知を行う。

固定系の設置場所は、次のとおりである。

*資料4-2 市防災行政無線系統及び設置場所

2 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不要不急の通信は禁止する。

3 その他の通信施設

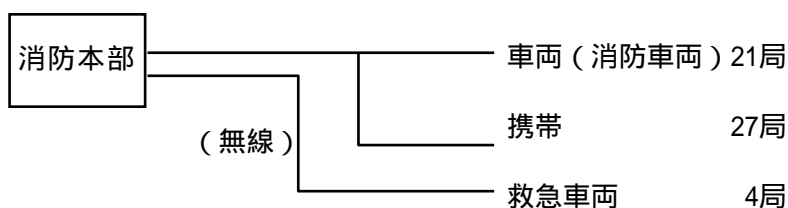
その他の市保有の無線施設としては、消防無線・水道無線等がある。

これは、設置している部局を中心として、災害活動状況や被災現場の状況等を連絡する。

特に、本部設置以後は、主管業務以外の災害情報の収集伝達にも使用する。

市消防無線システムの概要は、次のとおりである。

河内長野市消防無線系統



第3 大阪府防災行政無線

府とその出先機関及び府下市町村並びに関係機関を結ぶ無線網であり、一般公衆回線の輻そう・途絶時に連絡が可能である。

専用電話機は、危機管理室と当直員室（夜間切替用）に設置されており、災害対策本部設置時は、当直員室から802会議室にコネクター差し替えにより移設して運用する。

1 一斉通信

府からの一斉伝達に利用される。通信（気象情報等）は防災用ファクシミリで受信されるので、関係者に通報する。

2 無線電話機能

無線ネットワーク内で、加入電話が輻そうして利用できない場合は、この無線で連絡する。

*資料4-3 大阪府防災行政無線局番号一覧

第4 非常通信

1 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用しないが、災害時の非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、NTT西日本その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、電波法第52条の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む）でも取り扱える。これを非常通信という。

2 非常通信経路

本市から府への連絡は、あらかじめ通信経路等の計画を定めており、加入電話や府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、この計画に基づき最寄りの警察署、消防本部等まで電文を送信して、伝達してもらう。

本市における非常通信の利用先としては、次のとおりである。

*資料4-4 非常通信経路

第5 その他の通信設備

1 携帯電話

必要に応じて、職員等の携帯電話を災害通信に利用できるよう協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する。

2 インターネット

必要に応じて、市内のインターネット利用者に対し、災害通信についての協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する。

第4項 災害広報計画

実施担当部局 企画総務部（広報部）

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し迅速かつ適切な広報を行う。

第1 実施機関

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

このため、各部は、広報を必要とする事項は、企画総務部（総務部情報班）を通じて企画総務部（広報部）に連絡する。

広報責任者は企画総務部市民協働室長とし、情報通信総括責任者（副市長）と各部署と災害対策本部各班との密接な協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

また、災害時要援護者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次災害）の危険性など

(2) その後の広報

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の人心の安定に必要とする情報の提供を行う。

- ア 市長からのメッセージ
- イ 災害時における市民の心構え
- ウ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する情報
- エ 被害状況（一般的な被害状況以外に安否情報も含む）
- オ 災害応急対策の実施状況（被災者のために講じている施策）
- カ 現場を担当する部署の所管及び避難先の指示等
- キ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- ク 災害復旧の見通し
- ケ 交通規制及び交通機関の運行状況
- コ 医療機関の情報
- サ 義援物資等の取扱い
- シ 災害の補償や融資に関すること
- ス その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項

第2 広報の方法

市民に対する具体の広報については、原則として次の方法により実施する。

- (1) 防災行政無線（固定系、屋外子局のトランペットスピーカー）による方法
- (2) 防災行政無線の届かない地区については、広報車による方法
- (3) 災害危険箇所については、防災行政無線による他、自治会の長に対して電話で行う方法
- (4) 避難所については、防災行政無線（戸別受信機）による方法
- (5) 避難の指示については、避難誘導員の戸別訪問による方法
- (6) インターネット（市ホームページ）による方法
- (7) チラシ・ポスター、広報紙等印刷物による方法
- (8) 市内全域について被害を受けたときは、航空会社に協力を要請し、航空機等による方法

- (9) 緊急なものや広範囲にわたるものは、報道機関を通じて行う方法
- (10) ケーブルテレビ等への情報提供
- (11) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - * 資料3-3 災害時の広報文例

第3 報道機関との連携

1 報道機関への情報提供

企画総務部市民協働室長（広報班長）は、災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じ報道機関に発表する。

報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため企画総務部（広報部）においてすべて行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、出来るだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

2 緊急放送の実施

避難の指示等で緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるとき、止むを得ない場合を除き原則として府に次の事項を明らかにしたうえ放送を依頼する。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

3 災害時要援護者に配慮した広報

広報にあたっては、災害時要援護者に配慮した広報に努める。

第4 広報資料の収集

- 1 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。

2 災害写真の撮影

- (1) 現場に写真撮影班（広報班）を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。
- (2) 他の機関が撮影した写真の収集にも努めるものとする。
- (3) 災害写真はすみやかに引申し掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。

第5 広聴活動の実施

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第3節 資源動員

第1項 緊急輸送計画

実施担当部局 企画総務部（総務部情報班）、都市建設部（交通部）

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、船舶、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

第1 緊急輸送の対象等

- 1 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者
 - (2) 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
 - (3) 飲料水、食糧、生活必需品等
 - (4) 救援物資等
 - (5) 応急復旧に係る要員、資機材等

2 輸送順位

- (1) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) (1)、(2)以外の災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送手段の確保

輸送にあたっては、車両、鉄道、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、企画総務部（総務部情報班）、都市建設部（交通部）が次のとおり実施する。

1 車両の確保

現在、本市で保有する車両等は、下記のとおりである。

また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

* 資料5-1 公用車の保有状況

2 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達を要請する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要な事項

3 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、南海電気鉄道(株)及び近畿日本鉄道(株)に依頼して輸送を確保する。

4 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間等孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、臨時離発着場を指定して、府に調達を要請する。

5 緊急交通路の確保

(1) 広域緊急交通路

府は、災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急交通路

を定めている。

本市域に係る予定路線は、次の3路線である。但し、国道371号のバイパスが一部開通している現在、次の路線で緊急輸送することを考慮する。

- ・国道170号（外環状）
- ・国道310号（堺方面より原町北）
- ・国道371号（和歌山県境より上原町）

(2) 地域緊急交通路

市は、災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための地域緊急交通路を定める。

* 資料5-2 緊急交通路路線

(3) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路管理者は、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(4) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

第3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

1 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府または府公安委員会（府警察又は河内長野警察署交通課）に提出する。

* 様式12-3 緊急通行車両確認申請書

2 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

* 資料5-3 緊急通行車両確認証明書及び標章

3 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所：府立長野高等学校

4 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

第4 輸送基地の確保

1 陸上輸送基地

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

2 航空輸送基地

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定

する。

第2項 交通規制計画

実施担当部局 都市建設部（交通部）

災害時において府公安委員会、府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

第1 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び河内長野警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条 第1項
	公安委員会・警察	公安委員会	1. 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。
2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。			道路交通法 第4条 第1項
警察署長		道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。	道路交通法 第5条 第1項
警察官		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条 第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条 第4項	

第2 府公安委員会、府警察による交通規制

1 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、大阪府地域防災計画に指定する緊急交通路重点14路線について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。ただし、本市域の道路はこれには該当しない。また、府下への流入車両を抑制する必要がある場合には、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

2 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認められる場合には、府、河内長野警察署（府警察）、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

河内長野警察署（府警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

(1) 道路の区間規制

必要により、重点14路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、道路管理者に連絡する。

(2) 区域規制の実施

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う、車両の通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中区域	規制区域
南大阪区域	大和川以南の区域

(3) 交通管制の実施

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(6) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

第3 道路管理者の交通規制

1 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い市及び河内長野警察署（府警察）に連絡する。

2 通行規制

災害時において、道路の破損、決損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

3 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、規制対象、期間等を表示した標識等を設置する。

4 道路啓開（通行の確保）

業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

第4 相互連絡

府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町村に連絡する。

第5 広報

市及び府警察、道路管理者は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、報道機関等を通じて、交通関係事業者、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路等について広報する。

第6 道路交通の確保対策

- 1 市民は、緊急の場合を除き、努めて車の使用を控える。
- 2 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。
- 3 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- 4 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- 5 応急措置のための資機材については、必要に応じ緊急に調達する。

第3項 自発的支援の受入れ計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、企画総務部（生活部）、会計室（総務部）、保健福祉部（生活部）・河内長野市社会福祉協議会

市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重するものとする。企画総務部（生活部）、保健福祉部（生活部）は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金等の受付・配分

寄託された被災者あての義援金等の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

本市に寄託される義援金は、市があらかじめ定めた窓口 - 会計室（総務部）において受け付ける。義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 市長は、知事又は日本赤十字社大阪府支部から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

2 義援物資

保健福祉部（生活部）は、あらかじめ定めた計画（発注方式）に従い、義援物資の受け付け、保管、配分、輸送を行う。

(1) 必要とする物資を明確にする。

(2) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食糧は避けること。

(3) 市に寄託される義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(4) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

- (5) 配分決定に基づき、義援物資を避難所等へ輸送する。
- (6) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、大阪府立長野高等学校に一時保管するものとする。

3 小包郵便料金の免除

郵便事業株式会社河内長野郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護活動を実施する。

- (1) 郵便事業株式会社が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。
- (2) 府及び市等の申請により、郵便事業株式会社が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。
- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連携

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入

次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

3 受入れにあたっては、努めて自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- (1) 案内者、通訳の手配
- (2) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第2章 安全

第1節 救助

第1項 消防・救急救助計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、消防本部・消防団（消防部）

風水害から市民の生命、財産を保護し、被害の軽減に努める。また、家屋倒壊等により生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出するとともに、負傷者に対して応急手当を実施し、医療機関へ搬送する。

第1 実施機関

消防本部・消防団（消防部）が、自主防災組織（自治会等で構成）、河内長野警察署と協力して実施するが、消防本部等のみでは対応できない場合は、市消防計画（応援協力計画）に基づき、隣接する市町村、消防本部、府、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。

第2 対象

1 救助の対象

- (1) 災害・事故等に起因し生命・身体に緊迫した危険、障害から自力により脱出できない要救助者が発生した場合
- (2) 行方不明の者で、生存していると推定される場合

2 救急の対象

医療機関に緊急に搬送を要する傷病者が発生した場合

第3 消防活動

1 活動の原則

救急・救助活動災害現場における人命救助活動の優先
多数要救助事案の優先
救命効果の高い事案の優先

- 2 消防本部は、風水害時における人命の安全確保を図るため、予め市消防計画において、災害防ぎよのための各隊の活動を円滑に実施するため、次の計画に基づき迅速、的確な消防活動を行う。

- (1) 情報計画（災害に係る作戦、指揮、広報等の警防活動に必要な情報の収集、伝達に関する計画）
- (2) 警防計画（非常災害に対処するための体制、召集、組織、活動等に関する計画）
- (3) 応援協力計画（関係機関との応援協力に関する計画）

3 活動方針の決定

消防活動の原則を踏まえ、災害の状況等を勘案し、部隊配備、活動方針等を決定する。

4 自主防災組織等との連携

同時多発災害に対応するため、自主防災組織、ボランティア等に貸与できる資機材等を備蓄し、地域住民、関係機関と連携を図り、初動時における救助活動の円滑化を図る。

5 相互応援

市単独では、十分に消防・救急救助活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市町村などに応援を

要請する。応援を受ける場合は、火災の状況、地理、水利の情報を提供する。

6 各機関による連絡会議の設置

市、府、河内長野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第2項 医療救護計画

実施担当部局 保健福祉部（医療部）

災害のため医療・助産機関が無くなった場合、あるいは機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の市民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を行う。

第1 実施責任者

市長が主体となり、市医師会及び富田林保健所の協力を得て、応急的な医療・助産活動を支援する。

第2 対象者

- 1 災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者
- 2 被災者に限定されるものではなく、医療・助産の途を無くした者

第3 医療情報の収集活動

市は、市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第4 現地医療対策

1 医療救護班の編成

- (1) 市内の全病院・医院の医師、看護師及び助産師等により編成する。なお、市内在住の医師免許取得者の協力も得る。
- (2) 医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとするが、原則として医師2名、看護師4名、薬剤師1名、事務職員1名の計8名で1班を構成し、3班編成で災害の規模等の状況に応じて増班する。
- (3) 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面必要な資器材等を携行する。
- (4) 市内の全病院・医院に、あらかじめ定められた計画により、保健福祉部(医療部)を出動させる。

2 医療救護班の搬送

(1) 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

(2) 市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

3 救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、災害現場に応急救護所を、避難所、小・中学校等公共施設等に医療救護所(応急救護所と医療救護所をあわせて「救護所」という。以下同じ。)を設置する。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

(1) 設置基準

ア 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合

イ 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合

ウ 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場

合

(2) 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

ア 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所を設置する場合の予定場所は次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

(ア) 集中して負傷者が出る地域

(イ) 学校の保健室

(ウ) 避難所

(エ) 市関係外部施設

(オ) その他救護所の設置が必要な場所

4 医療救護班の受入窓口

(1) 市は、医療救護班の派遣などがスムーズに達成できるように、受入窓口を保健センターに設置する。

(2) 配置調整の指揮は、市医師会長及び消防署長とする。

5 応援の要請

保健福祉部（医療部）の体制をもってしても、なお医療救護が確保できないときは、府及び府をとおして日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

6 救護所における現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班又は災害拠点病院から派遣される緊急医療班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

7 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

(1) 交代要員の確保

(2) 携帯電話等通信手段の確保

(3) 医療品、医療用資器材の補給

(4) 医療水の確保

(5) 食糧、飲料水の確保

(6) その他医療救護活動に必要な事項

8 医療救護班の業務

(1) 患者に対する応急処置

(2) 傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）

(3) 被災者の状況に応じた救急蘇生術の施行

(4) 後方医療施設への転送の要否及び順位の判定を行い、転搬送の手配の実施

(5) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療

(6) 死亡の確認

(7) 被災市民等の健康管理

(8) その他状況に応じた処置

* 様式 7 医療救護班診療記録

第 5 後方医療対策

重傷患者等で、救護所では、設備又は薬品衛生資器材の不足等のため治療を実施できないときは、病院又は診療所に搬送し、治療する。

搬送については、保健福祉部（医療部）、消防本部、医療機関で対応するが、不足するときは、府及び関係機関に応援を要請する。

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、近隣市町村の災害医療機関の患者の受入病床を確保する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。災害時における医療等を行うのは、大阪南医療センター・救急指定病院（資料6-1）のほか、市内において、開業する総ての医院等が依頼を受けた場合は診療にあたる。

(1) 受入病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市内医療機関の搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

市は、災害状況に応じてヘリコプターが必要な場合、府に要請する。

* 資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧

第 6 災害医療機関の役割

1 災害拠点病院

(1) 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害利用センター間の調整を行う。

(2) 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の行動を行う。

ア 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する緊急患者の受け入れと高度医療の提供

イ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

ウ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

2 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(1) 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

(2) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(3) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(4) 疾病に関する情報の収集及び提供

3 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第7 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、地元の薬剤師会、医療器具調達業者等及び府に要請する。

* 資料10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧

第8 助産救護活動

1 助産の実施期間

助産を受けられるのは、災害のために助産の途を失い、災害発生の日の前後7日以内に分娩した人であり、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

2 助産救護活動の内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料の支給

3 助産救護班の編成

医療救護班の編成に準じて行う。

第9 長期医療を要する被災者医療について

市及び関係機関は、府の応援を受け、長期医療を要する被災者の医療を行う。

第10 救護所・救護医療機関の被災の復旧について

市は、府及び関係機関の応援等を受け、被災した救護所及び救護医療機関の応急復旧に努める。

第11 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第3項 遺体の収容・火葬計画

実施担当部局 環境経済部（環境部）、保健福祉部（医療部）

市は、消防、警察署及び自衛隊等の協力を得て災害時の死亡者を収容するとともに、処理及び火葬を実施する。

第1 実施責任者

市は、河内長野警察署等の協力を得て、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

第2 遺体の収容

1 遺体の処理

- (1) 市は、災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体（死体）の火葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。なお、一時保存のために必要となるドライアイス、棺等に関しては、業者の協力により災害時における円滑な調達に努める。
- (2) 発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検視（見分）を経て、検視（見分）調書を作成したのち処理を行う。
- (3) 外国人等、遺体の処理に関して特別の配慮を要する場合は、親族及び関係者と協議し、処理する。

2 遺体の収容

遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については警察や町内会等の協力を得て実施する。

身元が明らかで、かつ遺族等の引き取り人がある場合は、当該遺体及び遺品は警察から遺族等に引き渡されるが、遺族等に引き渡しできない場合は、市が引き渡しを受け保管する。

また、多人数の場合は、短時間に火葬することは困難であるため、特定の場所に集めて一時保存する。

遺体の安置の必要が生じたときは、市内寺院等に依頼して、収容所を設ける。

第3 遺体の火葬

1 遺体の火葬

遺体の火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者等）遺体の応急的な火葬を実施する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

2 火葬の方法

- (1) 市内における斎場は資料のとおりである。
- (2) 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨、遺品等を市において保存する。
実施担当部局の保健福祉部については、身元の判明しない者等とする。
- (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
* 資料6-5 市内の寺院（遺体の収容施設）一覧
* 資料6-6 市営斎場

第4 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計

画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第 2 節 二次災害抑制

第 1 項 避難計画

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、教育部（避難部）、市民文化部（生活部）、消防本部・消防団（消防部）

市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。その際、市が定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。

第 1 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

1 実施責任機関

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（勧告、指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	〃
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条
〃	〃	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた吏員（指示）	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長：指示）	洪水	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2 対象者

市域に在住、就業就学、滞留もしくは通過中に災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者

3 避難勧告、指示等の区分

勧告、指示等は、市長又は水防管理者、もしくはその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。

大雨・洪水時には、危機管理室（総務部本部班）は河川管理者（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）との連携を密にし、避難情報の発表について助言を求める。

(1) 避難準備情報

条 件	気象状況などによって過去の災害の発生例、地形などから判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合で、原則として次のようなとき ア 石川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき イ 河川（石川以外）、ため池：警戒水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ウ 土砂災害の予測雨量で基準を超過したとき、又は前兆現象を確認したとき
趣 旨	危険地域の市民に対し避難のための準備と事態の周知を行うため
市民に求める行動	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況であり、避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

伝達内容	ア 発令・伝達者 イ 避難準備をすべき理由 ウ 危険地域 エ 避難先 オ 避難経路
伝達方法	ア 広範囲の場合 テレビ、ラジオ、広報車など イ 小範囲の場合 携帯拡声機放送、広報車など ウ 必要に応じ上記を併用する エ 口頭伝達

(2) 避難勧告

条件	当該地域あるいは土地建物などに災害が発生するおそれがある場合で、原則として次のようなとき ア 石川：石川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき イ 河川（石川以外）、ため池：警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ウ 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は前兆現象を確認したとき エ 爆発のおそれがあるとき オ 火災が拡大するおそれがあるとき カ その他市民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき
趣旨	危険地域の市民に対し避難勧告とその事態の周知徹底を行うため
市民に求める行動	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況であり、通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始
伝達内容	ア 勧告者 イ 避難すべき理由 ウ 避難すべき場所 エ 避難すべき経路 オ 避難後の当局の指示連絡など
伝達方法	避難準備情報に同じ、ただし必要に応じて戸口に口頭伝達

(3) 避難指示

条件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合で、原則として次のようなとき ア 石川：石川はん濫危険情報（洪水警報）、あるいは石川はん濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき イ 河川（石川以外）、ため池：はん濫の前兆（漏水、堤防の洗掘、変形等）やはん濫（溢水、決壊等）が発生したとき ウ 土砂災害について、実況雨量で基準を超過したとき エ 近隣で土砂災害が発生したとき、又は前兆現象を確認したとき
趣旨	危険地域の市民に対し避難指示とその事態の周知徹底を行うため
市民に求める行動	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または人的被害が発生した状況であり、避難行動等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動
伝達内容	避難勧告と同じ
伝達方法	携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレンによる伝達及び警鐘乱打

第2 避難準備情報の伝達

- 1 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者（市長）は、河川あるいはため池に関する避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。特に、避難行動に時間を要する災害時要援護者等は避難を開始するよう伝達する。
- 2 市長は、土砂災害特別警戒区域・警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等の土砂災害危険地域において、土砂災害に関する避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。特に、避難行動に時間を要する災害時要援護者等は避難を開始するよう伝達する。

第3 避難の勧告・指示の伝達

- 1 市長又は水防管理者もしくはその他の実施責任者がその管轄区域内において危険が切迫し、必要な場合は、事態に対応して危険地域の市民に対し避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。
なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。
- 2 市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨知事に報告する。
また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに、知事に報告する。
- 3 避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。ただし、自主的な避難が先行して行われる場合に備えて、市は(5)～(7)の項目について、市民への周知の徹底に努める。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。
 - (1) 勧告者又は指示者
 - (2) 予想される災害危険及び避難を要する理由
 - (3) 避難対象地域
 - (4) 避難の時期、誘導者（リーダー）
 - (5) 避難所
 - (6) 避難路
 - (7) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
- 4 避難の指示・勧告の伝達については、資料8-2の伝達系統により行う。
なお、放送局による伝達については、災害対策基本法第57条により、NHK・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。
* 資料8-1 避難場所一覧
* 資料8-2 避難の勧告・指示の伝達系統

第4 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる。
- 3 避難者は、食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を日頃より備蓄し携行する。

- 4 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にねれてもよいもの）を準備する。
- 5 服装は軽装とするが、素足、無帽はさげ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 6 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 7 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 8 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 避難の誘導

- 1 避難の誘導は、市民文化部（生活部）、消防本部・消防団（消防部）、警察官が連携して行うものとし、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、努めて安全と統制を図り実施する。
なお、誘導にあたっては、自主防災組織、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。
- 2 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、特に妊産婦、傷病者、老幼者、障害者及びこれらの人々に必要な介助者については、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して優先的な避難を図る。
- 3 避難路については、安全を充分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、又夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- 4 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- 5 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。
- 6 市長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防職員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。
また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。
- 7 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第6 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために、警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができるが、これは次表のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防署等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に、ロープ等を設置するなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

なお、警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	同上的場合において、市長もしくはその委託を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条、第36条
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2
警察署長		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

第2項 公共土木施設等・建築物応急対策

実施担当部局 都市建設部（交通部）、環境経済部（環境部）

市は、風水害に伴う浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などによる被害の拡大を防止するため、施設の被害調査やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）

1 河川施設、ため池等農業用施設

(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

(2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立ち退きを指示する。

(3) 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

(2) 府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

(3) 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

(2) 府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

(3) 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

府及び市は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

第2 公共建築物

府及び市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第4 被災宅地

二次災害防止のため、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

2 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

3 判定結果の周知

判定結果については、宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3項 防疫・し尿処理計画

実施担当部局 環境経済部（環境部）、保健福祉部（医療部）

市及び関係機関は、被災地域における感染症・食中毒を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ確実に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、し尿処理等の必要な活動を行う。

第1 防疫対策

1 実施責任者

感染症・食中毒その他の悪疫の伝播を未然に防止するため、市は、すみやかに防疫活動を実施する。

なお、災害の状況に応じ、本市のみでは実施することが困難な場合は、富田林保健所に協力を要請する。

2 防疫活動

(1) 消毒活動（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第27条）

府の指導、指示により、浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を重点に消毒を実施する。

ア 消毒方法

(ア) 機動消毒 - 動力噴霧機架載自動車による消毒

(イ) 動力消毒 - 動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒

(ウ) 手押消毒 - 手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

イ 消毒薬の配布

日赤奉仕団及び自主防災組織（自治会等で構成）等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

ウ 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行う。

エ 薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤等を調達する。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

府の指導、指示により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(3) 家用水の供給（感染症法第31条）

ア 知事の指示に基づき、すみやかに家用水の供給を開始し、停止期間中継続する。

イ 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。その際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 家用水の使用停止分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(4) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

府の指示により、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間を定めて市医師会の協力のもと富田林保健所が予防接種を実施する。

なお、薬品等は関係業者から調達するが、不足の場合は府にあっせんを依頼する。

ア 臨時予防接種の実施場所

市内各小学校または公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

(5) 健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健福祉部（医療部）は地区内の関係機関と共に健康診断を実施する。

(6) 防疫に必要な薬品の調達

薬品については、関係業者から購入を行うが、現品不足の場合は府にアッセンを依頼する。

* 資料6-4 主な薬品調達先

(7) 情報交換

感染症が発生すると予測される地域については、富田林保健所と緊密な連絡を取り、情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

(8) 感染症患者等に対する感染症指定医療機関等への入院勧告又は入院措置

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告等を行うが、市はこの実施に際して、これに協力する。

(9) 予防教育及び広報活動

知事の指導の基に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて市民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(10) その他の措置

その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、痘そう、南米出血熱、ラッサ熱

二類感染症：結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。）、急性灰白髄炎（ポリオ）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 府は、保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等について市に助言する。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

第2 し尿処理

浸水地域等では、し尿汲取量の激増が予想されるので、環境経済部（環境部）は、これら进行处理するため適切な措置をとる。

1 初期対応

(1) 上水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を

- はじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
 - (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
 - (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地のし尿の状況調査に基づき、作業計画を検討し、速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) し尿処理場の被害調査を行い、早急に復旧するとともに処理場を最大稼働運転する。
- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 被害が甚大で本市のみでは処理することが困難な場合は、府を通じて他の市町村に応援を求める。
- (5) 浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

* 資料11-2 市内し尿処理施設

第3 動物保護等の実施

市及び関係機関は、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

第4項 社会秩序の維持計画

実施担当部局 企画総務部（広報部）

府、市をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 社会秩序の維持

1 市民への呼びかけ

府及び市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警察活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警察活動を実施する。

3 物価の安定及び物資の安定供給

府、市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(2) 消費者情報の提供

府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(3) 生活必需品等の確保

府及び市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 金融機関における預貯金払戻等

ア 近畿財務局、日本銀行は、被災者の貯金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ア) 市民が貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情によっては定期貯金、定期積立金等の期限前払戻や、これを担保とする貸与にも応じること。

(ウ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第3章 安心

第1節 ライフラインの復旧

第1項 ライフライン関係応急対策計画

実施担当部局 水道局（給水部）、都市建設部（交通部）、消防本部（消防部）、企画総務部（広報部）

第1 災害時ライフライン情報の収集・伝達

1 災害時ライフライン情報の収集・伝達

災害発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置づけられる。

ライフライン事業者は、ライフラインの復旧情報を企画総務部（広報部）に提供する。災害対策本部では、「災害時ライフライン情報掲示板」を設置して、本部に集まる各ライフライン事業者の被害・復旧情報を集約するとともに、逐一時系列、リアルタイムに被害状況や復旧情報を提示し、関係機関、マスコミ、市民等への情報の提供を行う。

2 ライフライン事業者

ライフライン事業者については、「資料4-1 通信連絡窓口」を参照すること。

第2 ライフライン復旧連絡部会

1 ライフライン復旧連絡部会の設置

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、本部に都市建設部（交通部）が所管する「ライフライン復旧連絡部会」（以下、連絡部会という）を設置し、各ライフライン事業者間の復旧事業の調整協議、復旧に関わる関連情報の共有化、情報交換を行うこととする。

2 ライフライン復旧連絡部会の構成メンバー

連絡部会の構成メンバーは、おおむね次のとおりとする。

- (1) 都市建設部
- (2) 水道局
- (3) 消防本部
- (4) 関西電力株式会社羽曳野営業所
- (5) 大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部
- (6) 河内長野ガス株式会社
- (7) 西日本電信電話株式会社大阪東支店
- (8) 河内長野警察署
- (9) その他

3 ライフライン復旧連絡部会の開催

都市建設部長（交通部長）は、被害の状況等を勘案し、ライフライン事業者と協議を行い、連絡部会を復旧状況に応じて随時開催する。

4 運営及び協議事項

連絡部会の運営は、都市建設部が当たることとし、部会で協議する主な項目は、以下の事項とする。

- (1) 各ライフラインの被害情報の共有化
- (2) 道路規制や被害状況等復旧関連情報の収集
- (3) 復旧エリアの調整・優先順位の調整
- (4) その他迅速、合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

第3 上水道

1 応急措置

上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

2 市水道局危機管理対策本部の設置

災害時における水道施設の被害を最小限度にとどめるとともに水道の供給を効果的に行うため、市長が必要に応じて設置する。

(1) 組織

市水道局危機管理対策本部（以下、水道局危機管理対策本部という）は、水道局に設置し、次に掲げるものをもってこれを組織する。

- ア 本部長 市長
- イ 副本部長 水道局長、水道技術管理者、水道事業室長
- ウ 本部員 課長

(2) 活動内容

- ア 職員の配備体制に関すること
- イ 応急対策に関すること
- ウ 復旧に関すること
- エ 市長部局等の事務打合せ及び応援要請に関すること
- オ 大阪府水道震災対策相互応援協定並びに河内長野市又は水道局が自治体若しくはその他の団体等との間に締結した危機発生時の応援協定に基づく応援要請及び応援受入れ体制に関すること
- カ その他対策について重要なこと

(3) 配備基準

水道局危機管理対策本部を設置したときの職員の配備基準は、次のとおりとし、配備の時期は、水道局危機管理対策本部長が本部員に対し指令したときとする。

配備区分	配備時期	配備内容
水道 A号配備	1 危機発生のおそれがあるとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき (警戒配備体制)	被害の発生を防ぎよするため通信情報活動、物資資機材の点検整備を実施する体制 (管理職等)
水道 B号配備	1 小規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき (非常配備体制)	危機に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 (C号配備の内、主査級以上の職員及び班長が必要とする人員)
水道 C号配備	1 相当規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき 2 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき (緊急配備体制)	水道局が全力をあげて防災活動を実施する体制 (職員全員)

3 給水計画の実施

上水道の応急供給については、「第3章第2節第2項給水計画」に基づき、医療機関、社会福祉施設等への給水を最優先に行うものとする。

4 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労働力等の提供を求める。被災状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

5 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

* 資料10-1 緊急給水拠点整備図

* 資料10-2 水道災害備品備蓄状況

第4 下水道

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び河内長野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電力

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他電力会社へも応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第6 ガス

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等

を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第7 電気通信

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地、避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8 鉄道

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 緊急バス運行

災害により鉄道施設に被害があった場合は、復旧までの間、バス運行を行い孤立化を防止する。

- 3 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設の応急復旧を優先して行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- 4 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- 5 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第9 バス

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、河内長野警察署に通報し、出動を要請する。

第10 道路

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

2 応急復旧の優先順位

都市建設部（交通部）は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに企画総務部（総務部情報班）に連絡する。各道路管理者は、災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、府警察及び他の道路管理者と協議して、緊急交通路を選定し、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

- (1) 救援活動のために特に重要であると判断される路線
- (2) あらかじめ定めた緊急交通路

3 応急復旧

- (1) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。
- (2) 応急復旧は、原則として緊急交通路を優先的に行う。ただし、国道・府道の管理者から、緊急交通路の迂回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

4 障害物の除去

道路管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

5 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労力等の提供を求める。

6 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

7 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

8 警察との情報連絡

道路管理者は、府警察ならびに河内長野警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

9 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、府警察と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

10 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、市民へ広報する。

* 資料5-2 緊急交通路路線

第11 放送

1 放送体制の確保に努める。

2 非常放送を実施する。

3 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

4 施設の応急復旧を進める。

5 日本放送協会（NHK）は、避難所等有効な場所に受信機を貸与・設置するなどの対策を講ずるほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第2節 サービスの提供

第1項 避難所の開設・運営

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、教育部（避難部）、保健福祉部（避難部）、市民文化部（避難部）、企画総務部（避難部）

市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがあり、避難を必要とする市民が生じた場合には、避難所を開設し、市民を臨時に収容するとともに、収容されていない被災者を含めて各種の支援対策を提供する拠点として運営する。避難所の開設にあたっては、市は災害時要援護者に配慮し、多様な避難所の確保に努める。

第1 避難所の開設

1 避難所の開設

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。なお、次のような施設は、災害対策を推進する上で重要な施設であり、緊急的に生命を守るために避難をする場合を除き、避難所として使用することには問題がある。

ア 防災対策機関（官公庁、警察署、消防署など）

イ 教育機関の管理諸室（校長室、職員室、放送室など）

運営上、共通なサービスを提供するための諸室（保健室、和室、厨房など）

ウ 医療救護施設

エ ヘリポート

オ 物資集配拠点

カ その他の災害対策活動拠点

* 資料12-8 設備支援等に関する応援協定

(2) 市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、施設の管理者（状況により、特例開設するために地域においてあらかじめ定めた責任者）を開設者とする。

(3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び河内長野警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

ア 開設の日時、場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所名、又は土石流危険渓流名等災害危険箇所名）

2 開設期間のめやす

災害救助法に基づく避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内であるが、必要に応じて所定の手続き、措置を講じて延長する。

避難所の閉鎖時期のめやすとしては、ライフラインが復旧し、避難所以外での応急生活が可能となるまでとする。

3 避難所の収容対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

- イ 自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (2) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- (3) その他避難が必要と認められる場合

4 避難所の追認登録

複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。ただし、被災地状況の鎮静化に応じて、すみやかに臨時避難所は解消するように避難者に協力を求め、指定避難所への移動を促していく。

第2 避難所の運営

1 避難所の管理

- (1) 避難所責任者は、施設の管理者、教職員、警察官、赤十字奉仕団・自主防災組織等の協力を得て、避難所を管理する。
- (2) 避難所責任者は、日報により収容状況を教育部学校教育室（避難部本部班）に報告する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線移動系等により直ちに教育部学校教育室（避難部本部班）に報告する。
 - ア 被災者の収容を開始したとき
 - イ 収容者全部が退出又は転出したとき
 - ウ 収容者が死亡したとき
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき

2 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）（様式6）は、避難所運営のための基礎資料となる。
避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者台帳は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所内に保管するとともに、教育部学校教育室（避難部本部班）へ報告する。

3 避難者登録

避難所で公的支援サービスを受けるためには、原則として避難者名簿（カード）を提出し、避難者台帳に登録する必要があることを周知徹底させる。

4 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

_____ 居住区域の代表者（班長）の役割 _____

市（本部）からの指示、伝達事項の周知
避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
物資の配布活動等の補助
居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
環境経済部（環境部）が行う消毒活動等への協力
施設の保全管理

- 5 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、環境経済部（食糧・日用品部）に報告し、環境経済部（食糧・日用品部）へ調達を要請する。また到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、各居住地域ごとに配給を行う。
- 6 避難者心得の掲示
避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。
- 7 応急対策の実施状況・予定等の掲示
常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- 8 生活環境への配慮
避難生活が長期化する場合、関係各部署は協議のうえ、仮設トイレや公衆電話の設置など避難生活の環境整備に努める。また、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮に努める。なお、災害時要援護者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応する。
- 9 災害時要援護者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底
避難所滞在者に対しては、特に災害時要援護者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。
- 10 避難所の閉鎖
 - (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
 - (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な措置をとる。
 - (3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

* 資料8-1 避難場所一覧

第3 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校・保育所（園）・社会福祉施設・病院等、集団避難を必要とする施設にあっては、日頃から消防本部、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の時期（事前避難の実施等）
- 3 避難の順位
- 4 避難誘導責任者・補助者
- 5 避難誘導の要領・措置
- 6 避難者の確認方法
- 7 家族等への引き渡し方法
- 8 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- 9 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第4 他地域への避難

1 近隣市町村への避難者受入れの要請

大規模災害が発生し、大量の避難者や特別の保護を要する避難者の発生、及び施設の損壊等で避難者を収容しきれない緊急事態が生じた場合、市長は近隣市町村へ避難者の受入れを要請する。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式要請する。要請にあたっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- (1) 避難者の人員（男女別）・世帯数
- (2) 避難期間
- (3) 障害者や寝たきり老人等災害時要援護者の人数
- (4) 引率責任者の氏名、所属

2 避難者の移送手段の確保

原則として、市長が避難者の移送に使用する車両、ヘリコプター等を準備するが、被害の程度によっては要請市町村に対し、輸送手段もあわせて要請する。

3 対象避難者への通告

市長は、市外への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。避難所の避難者への伝達には、市職員が当該避難所で直接伝達する。

通告にあたっては、次の事項を伝える。なお、緊急事態の場合はこの限りではない。

- (1) 市外避難を行う理由
- (2) 避難先の市町村、避難所
- (3) 当面の避難期間
- (4) 避難先の受入れ条件
- (5) 移送手段等避難方法と段取り

4 知事への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに知事へ報告する。

5 費用の負担

近隣市町村への避難者の受入れに要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

第5 避難所の早期解消のための取り組み

市は、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

第2項 給水計画

実施担当部局 水道局（給水部）

災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給する。

第1 実施責任者

水道局（給水部）は、災害の程度に応じて、「河内長野市水道局危機管理対策本部設置要綱」にしたがい、水道局危機管理対策本部を設置し、他部の応援を得て応急給水を行う。り災者の飲料水の供給は、市長の責任で行うが、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の補助機関として行う。

第2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、また飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

第3 災害時給水体制の確立

大規模な災害が発生した場合、水道局（給水部）は、府水道部と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図るほか、井戸所有者からの供給協力も得て応急給水用の水を確保する。確保すべき目標設定のめやすは以下のとおりとする。

目標応急給水量原単位

初めの3日間	7日目 (1週目後半)	14日目 (2週目)	28日目 (3～4週目)	29日目以降 (4週目)
3リットル/人日	20リットル/人日	100リットル/人日	250リットル/人日	通水
生命維持用水	簡単な炊事 1日に1回の トイレ用水	3日に1回の 風呂、洗濯 1日に1回の トイレ用水	地震前とほぼ 同水準の水 量	通水

第4 給水活動

1 給水計画

災害発生後の時間経過毎の給水計画

	市民	本市	大阪府
(1) 災害発生後24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日当たり3リットルを目安に備蓄) 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況、市民の避難状況等の把握 給水班の編成 給水場所の設置 給水に着手(病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先) 府への応援依頼 給水目標3リットル/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 市町村、応援主管府県、自衛隊または国等へ応援要請
(2) 災害発生後3日目程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)に加え 応急給水により飲料水等を確保 家庭用井戸の活用(近 	<ul style="list-style-type: none"> 各給水場所等において飲料水・生活用水の給水を実施(給水車等を使用) ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 給水状況・水道の復旧見込 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村、応援主管府県、自衛隊または国等と連携して市本部の給水活動を支援

	隣家庭への協力)	み等に関する広報 給水目標 3リットル/人日	
(3) 災害発生後4日目以降	上記(2)に加え ・ 応急給水活動に協力	上記(2)に加え ・ 地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水 給水目標 3～20リットル/人日	(同上)

2 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

- (1) 拠点給水：給水拠点を4ブロックに分け、避難所、公園等特定の場所で給水する。
- (2) 搬送給水：給水車等により、給水する。
- (3) 仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により、仮設共用栓をつくり供給する。
- (4) 給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材として、ポリ容器や非常用給水袋等を被災者に配付し、給水を行う。
- (5) 運搬距離：応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに応じて、水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。
- (6) 備蓄水等の配布：備蓄の缶詰水等を配布する。

	はじめの3日間	4～7日目	8～14日目	15～21日目	22～28日目	29日目以降
応急給水量 原単位	3 リットル/人日	3～20 リットル/人日	20～100 リットル/人日	100～250 リットル/人日	250 リットル/人日	通水
運搬距離 給水場所	避難所	避難所 給水拠点	250m程度 (近くの公園)	100m程度 (最寄りの交差点)	10m程度 (全面道路)	各戸 通水

なお、給水については、原則として日没までとし、必要により夜間も実施する。その具体的な方法については、市の広報車や防災行政無線等を通じて、市民に周知する。

3 給水用資機材の確保・調達

市で保有する応急給水資機材が不足する場合は、隣接市町村や府に調達・あっせんを要請する。

第5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への緊急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、水道局水道事業室長（給水部長）が関係各部長と連携しながら緊急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用もしくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

特に、救急指定病院等となる施設については、災害発生後ただちに、保健福祉部保健政策室長（医療部長）を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

* 資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧

* 資料6-3 市内歯科医院一覧

* 資料10-1 緊急給水拠点整備図

* 資料10-2 水道災害備品備蓄状況

第6 応援体制の確立等

水道局（給水部）は、おおむね以下の事項に関し協力が得られるよう、府に対し、速やかに連携体制の確立を要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	大阪府 井戸所有者等
給水拠点の確保・運営	避難所設置施設所管機関等
応急給水用資機材の確保	大阪府 市指定工事業者
給水拠点への輸送業務	応援協定に基づく事業者等
応急給水実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

* 資料12-5 「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

第3項 食糧供給計画

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）、都市建設部（交通部）

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食糧の販売機構等も一時的に混乱し、食糧の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食糧等を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

第1 実施責任者

災害時の応急給食は、市長の責任で実施するが、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の補助機関として実施する。

第2 給与対象者

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼、または床上浸水等であって、炊事のできない者
- 3 旅行者、市内通過者等で、他に食糧を得る手段がない者
- 4 被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者

第3 災害時食糧供給体制の確立

市域に大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、環境経済部（食糧・日用品部）は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食糧の緊急供給から平常時食糧供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、3つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食糧供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後3日目まで	災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 初期応急食糧の確保・供給 応急食糧供給実施に関する広報 平常時食糧供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
災害後4日目以降14日目まで	災害時食糧等物資供給体制の運営 復旧期応急食糧の確保・供給 応急食糧供給実施に関する広報 平常時食糧供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
災害発生後15日目以降	災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報 平常時食糧供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

1 食糧等の確保

環境経済部（食糧・日用品部）は、必要量を算定し、関係各部と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルートを活用し応急食糧を確保する。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援要請した場合は、府に報告する。確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。なお平素より各家庭において3日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

1日分（2食/人）	家庭内備蓄による確保
1日分（2食/人）	市及び府による確保（避難所における1日2食分の確保）と域内流通在庫による確保
3日目以降分	広域応援、物流による確保

2 食糧の輸送

食糧給与に関する輸送業務は都市建設部（交通部）が以下のとおり行う。

(1) 輸送体制

都市建設部（交通部）は、市において調達した食糧、市民文化部（生活部）が受入れた府支給の食糧及び全国各地から寄せられる物資について、その物流動線を簡略化するため、府立長野高校等の集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

(2) 食糧の集積・配送拠点

食糧の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。なお、災害の状況によって市内に設置することが困難もしくは適切でないときは、近接市町村・府・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市域外で、交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

3 需要の把握（被害状況の把握）

環境経済部（食糧・日用品部）は企画総務部（総務部情報班）と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食糧の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

4 応急食糧供給所（拠点）の設定

(1) 設定

応急食糧の供給は、原則として、各家庭への個別配布ではなく応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、市の車両により必要量を毎日定期的に輸送し各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

応急食糧供給所（拠点）は、教育部（避難部）の意見を聞いて設定するが、原則として、避難所設置施設となる小・中学校とする。

(2) 周知・広報

応急食糧供給所を設定した時は、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

ア 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。

イ 応急食糧供給に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。

ウ 企画総務部（広報部）に対し、応急食糧供給に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

第4 市民への食糧供給の実施

1 応急食糧の給与

(1) 給与食糧

給与する食糧は、災害発生後2日目までは、乾パン、缶詰、弁当又はアルファ化米とする。また3日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

なお、乳幼児（1才半未満）に対しては、調整粉乳とする。

(2) 給与基準

応急食糧の給与基準は、次のとおりとする。

乾 パ ン 1食あたり1パック5枚
 米 穀 1食あたり精米200g以内(1、 2)
 食 パ ン 1日あたり200g(約半斤)以内
 調 整 粉 乳 乳幼児1日あたり150g以内

¹ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀(精米換算)400g以内とする。

²ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀(精米換算)1食あたり300g以内とする。

2 炊き出し方式による応急食糧の供給

給食センター調理施設の利用が可能な場合で、教育部(避難部)が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、環境経済部(食糧・日用品部)は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、避難部が、学校教職員(府が任命権限をもつ者)、日赤奉仕団、婦人防火クラブ、婦人会、自主防災組織、その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお環境経済部(食糧・日用品部)がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者、市料飲宿組合等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

3 業者委託による弁当類の供給

道路の復旧状況等により、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとする。
 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
 各応急食糧供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者よりその都度聴取する。
 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

第5 医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給の実施

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設に対し、備蓄等を行うように啓発に努める。

第6 応援体制の確立等

環境経済部(食糧・日用品部)は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先(関係機関・団体等)
米穀等備蓄物資の確保及び食糧の調達	府環境農林水産部 大阪南農業協同組合 河内長野市商工会 災害時における物品の供給協力に関する協定締結業者等
応急食糧供給所の確保・運営	避難所設置施設所管機関等

炊き出し実施用資機材の確保	府商工労働部 災害時における緊急対策に関する 協定者 市料飲宿組合 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者
応急食糧供給所への輸送業務	応援協定に基づく事業者等
応急食糧供給実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

* 資料12-5 「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

第4項 生活必需品等供給計画

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）、都市建設部（交通部）

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供与または貸与する。

第1 実施責任者

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市までの搬送は知事が行い、支給は市長が知事の補助機関として実施する。

第2 給与又は貸与の対象者

- 1 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- 2 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 3 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3 災害時生活必需品供給体制の確立

市域に大規模な災害が発生していると認められた場合並びにその他必要と認める場合には、環境経済部（食糧・日用品部）は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、3つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後3日目まで	災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 第一次応急生活必需品の確保・供給 応急生活必需品供給実施に関する広報 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後4日目以降14日目まで	災害時食糧等物資供給体制の運営 第二次応急生活必需品の確保・供給 応急生活必需品供給実施に関する広報 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後15日目以降	災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

1 生活必需品等の確保

環境経済部（食糧・日用品部）は、必要量を算定し、関係各部長と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、府・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。なお、確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。なお、市民は近隣住民との助け合いを積極的に行う。

事項	品目例	時期区分
<p>第一次応急生活必需品の確保</p> <p>(直後期)</p> <p>被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資</p>	<p>毛布</p> <p>布団類(災害時要援護者用優先)</p> <p>敷物(発泡スチロール製)</p> <p>外衣・肌着</p> <p>日用品(トイレトペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ)</p> <p>冷暖房用品(使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等)</p> <p>食器類(箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等)</p> <p>光熱材料(使捨てライター・カセットコンロ等)</p>	<p>災害発生直後</p> <p>3日目まで</p>
<p>第二次応急生活必需品の確保</p> <p>(復旧期)</p> <p>当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品</p>	<p>外衣・肌着</p> <p>身回品(タオル・パンスト・靴下・サンダル等)</p> <p>日用品(トイレトペーパー・ちり紙・ウエットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等・ガムテープ)</p> <p>冷暖房用品(使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等)</p> <p>食器類(鍋・箸・コップ・皿・缶切等)</p> <p>光熱材料(使捨てライター・カセットコンロ等)</p> <p>携帯ラジオ</p>	<p>災害後4日目以降</p> <p>14日目まで</p>

2 生活必需品の輸送

「第3項食糧供給計画」の規定を準用する。

3 需要の把握(被害状況の把握)

「第3項食糧供給計画」の規定を準用する。

4 応急生活必需品供給所(拠点)の設定

「第3項食糧供給計画」の規定を準用する。

第4 市民への生活必需品供給の実施

災害対策活動従事者を除き、「第3項食糧供給計画」の規定を準用する。

第5 応援体制の確立等

環境経済部(食糧・日用品部)は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先(関係機関・団体等)
備蓄物資・調達物資等の確保	府商工労働部 河内長野市商工会 協定締結業者等

応急生活必需品供給所 備蓄物資・調達物資等の確保	避難所設置施設所管機関等
毛布・布団・ベッド等寝具 類、ストーブ・扇風機等冷暖 房器具類の確保	関連業者団体 レンタル業者・寝具業者 電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	書籍・運動具等関連業者団体 書籍・運動具等販売業者 書籍等レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸 送業務	応援協定に基づく事業者等
応急生活必需品供給実施に関 する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

第4章 再建

第1節 復興

第1項 復興の基本方針

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。

第1 基本方針の決定

市及び府は、被災者の生活再建と被災地の再興を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧を行うべきか将来の災害の予防も含めた中期的課題の解決を図る計画的復興を行うべきかいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

原状復旧を基本とする場合は、将来の災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

第3 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、速やかに府に報告する。

第4 復興計画の作成

復興計画は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の活性化、公共施設の復興、市民に対する地域魅力の再興、災害に強いまちづくりをめざし、市民と行政が協働して復興に立ち上がる計画である。

1 復興基本方針

(1) 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

(2) 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

ウ 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざすよう努める。

2 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とし、危機管理室と企画総務部を主体とする。

3 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりをめざし、第1にかかげた基本

方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を市民及び関係機関の代表者により設置する。

第5 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2節 清掃

第1項 廃棄物処理計画

実施担当部局 都市建設部（交通部）、環境経済部（環境部）

市及び関係機関は、被災地の良好な環境の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、ごみ、がれき等を適正に処理し、家等への流入物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路等の障害物を除去する。

第1 清掃対策

1 ごみ処理

被災地はごみ及び汚物等の発生が多くなるため、環境経済部（環境部）は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

(1) 事前対応

避難準備情報等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、広報部と協力して、市民へは家財等を2階へ上げる等、浸水しないよう予防策を講じるよう呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

(2) 初期対応

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

(3) 収集方法

ア 被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。

イ ごみの集積収集は、平常時と同様、分別を基本とする。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ 本市のみでは対処できない場合は府及び隣接市町村に応援を求める。

カ 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンブや積み込み・積下しのための重機を確保する。

(4) 集積場所

災害の規模及び状況に応じ大量のごみ・がれき等が発生した場合は、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定して臨時集積所を設ける。

(5) 処理方法

焼却炉での処理を原則とするが、その他必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処理する。

(6) 市民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、市民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報を広報する。

ア 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）

イ 市民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）

ウ 収集時期及び収集期間

エ 仮置場の場所及び設置状況

オ ボランティア支援依頼方法

カ 市の問い合わせ窓口

(7) 進行管理計画

水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- ア 水害廃棄物の発生量
- イ 水害廃棄物の処理方法
- ウ 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- エ 水害廃棄物処理の月別進行計画

* 資料11-1 ごみ処理施設

2 がれき処理

災害時には、大量のがれきの発生が予想されるため、環境経済部（環境部）は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

(1) 初期対応

がれきの発生量を把握する。

(2) 集積場所

がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(3) 処理活動

- ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 道路障害物の除去対策

1 実施責任者

道路の通行に支障をきたす場合、国道と府道については大阪府が、市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

2 障害物の除去の優先順位

- (1) 市民の生命安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線をはる道路）
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (4) その他災害応急対策活動上重要な道路

3 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等については、本市競争入札の有資格業者等から調達する他、他の市町村や府に応援を要請する。

4 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

- (1) 一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物などに対応する適当な場所

第3 住宅関係障害物の除去対策

1 実施責任者

市長が責任者として行うものであるが、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施することになる。

2 障害物の除去の対象者

(1) 当面の日常生活が営み得ない者、又は、日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所、玄関等のような場所のみを対象とする。

(2) 住家は、半壊、半焼又は床上浸水した者で、自己の資力をもってしても、障害物の除去を実施し得ない者に限りその対象とする。

3 実施方法

必要最低限度の日常生活が営める状態に除去する。

第3節 個人への対応

第1項 福祉活動計画

実施担当部局 保健福祉部（医療部）・河内長野市社会福祉協議会

災害時要援護者に対し、継続した福祉サービスを行うとともに、災害後のメンタルヘルスの安定を図るため、こころのケア対策を実施する。

第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認

災害発生後直ちに市役所内に災害時要援護者の相談窓口を設置するとともに、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して地域住民等の協力を得ながら、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

災害前より災害時要援護者については、平常業務の延長として、災害時対応を実施する。

2 避難所等への移送

災害時要援護者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

3 被災状況とニーズの把握

(1) 災害時要援護者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

(2) 市及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 府は、市の情報を集約し、被災の状況に応じて、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や災害時要援護者の施設等への入所が行える体制を確立する。

第2 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保する。また、介護職員等の組織的・継続的な派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

2 介護職員の派遣要請

必要に応じて、府に対して、被災地域への介護職員等の派遣を要請する。

3 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、避難所等で生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

第3 メンタルケア（こころのケア）対策

災害・緊急時に発生が懸念される心的外傷後ストレス障害（PTSD）の予防を目的として、精神医学臨床心理学等の専門家により、被災者及び災害対応従事者の情緒の安定を図る。

1 こころのケアのための体制の確立

- (1) 専門家は、支援スタッフへの教育やバックアップを行う。
- (2) 現場レベルでは、避難所リーダー、ボランティア等が対応する。
- (3) 被災者等に対して、こころのケアに関して、パンフレット、講演会等によって指導する。

2 巡回相談の実施

被災精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

3 心の健康相談等

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第2項 住宅確保・再建計画

実施担当部局 都市建設部（交通部）、保健福祉部（避難部）

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが出来なくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことが出来ない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

第1 住宅対策の種類と順序

1 災害後直ちに着手する必要があるもの

- (1) 避難所の設置による被災者の応急収容（第3章第2節第1項避難所の開設・運営）
- (2) 空き家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、あっせん

2 1の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

- (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 災害都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- (5) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (6) 民間住宅の復興に対する支援

第2 公共住宅への一時入居

1 対象

応急仮設住宅の建設の進捗状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、府内各市町営住宅・住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

2 募集

- (1) 市営住宅は保健福祉部（避難部）が、募集を行う。その他の住宅は保健福祉部（避難部）が要請を行う。
- (2) 保健福祉部（避難部）は、市民への情報提供や相談に対応する。

第3 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、知事が、自らの責任で行うのが原則であるが、市長に委任された場合は、次の要領で行う。

なお、災害救助法が適用されないときにおいては、市長の責任で行う。

2 対象者

(1) 応急仮設住宅の供与

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること

(2) 入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を充分調査するとともに、知事の委任を受けて市長が実施する。選考にあたっては高齢者、障害者を優先する。

- (3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模・費用の限度・期間等については、災害救助法の定めるところによる。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 建設予定地の選択方法・基準

応急仮設住宅の建設用地は、安全、保健衛生上適当な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。

* 資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

(2) 建設資機材及び業者の確保

応急住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけでは、対応できない場合は、他の市町村や府に応援を要請する。

(3) 建設資材の調達

ア 都市建設部（交通部）の当該工事の請負業者に対して資材の確保を依頼しておく。

イ 都市建設部（交通部）は請負業者の手持資材が不足するとき、または調達困難な場合は知事に対し調達あっせんを依頼する。

(4) その他

ア 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

イ 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

ウ 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

エ 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

4 住宅の応急修理等

(1) 対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが出来ず、かつ自己の資力で応急修理が出来ない者に対して行う。

ア 生活保護法による被保護者ならびに要保護者

イ 特定の資産のない高齢者、障害者等

ウ 前号に準ずる者

(2) 修理の方法

ア 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とする。

イ 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

ウ 修理する住宅の選定については、市長が行う。

第4 住宅の確保

府及び市は、関係機関と連携し、災害で住まいを失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

(1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報

(2) 住宅修繕などに関する相談、情報

(3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報

(4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

3 公営住宅の供給促進

民間、住宅供給公社、都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空家活用
既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるように配慮する。
 - (2) 災害公営住宅の建設
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を建設する。
 - (3) 特定優良賃貸住宅のあっせん
自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良賃貸住宅のあっせんを行う。
- 4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）
府は、住宅金融支援機構等の融資制度等を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災市民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。
 - 5 災害復興住宅資金の貸付
住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。
 - 6 被災都市借地借家臨時処理法の適用申請
市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第3項 教育再開計画

実施担当部局 教育部（避難部）

災害の発生、又はそのおそれのある場合の児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害、児童・生徒のり災による通常の教育を行えない場合の文教施設の応急復旧、児童・生徒に対する応急教育及び学用品の供与等を実施する。

第1 実施責任者

- 1 市立小・中学校等の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行う。
- 2 災害に対する各学校等の措置については、学校長が具体的な応急対策をたてる。
- 3 ただし、学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受け、市長が実施する。

第2 学校長の措置

1 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件を考慮し、災害時の応急計画を作成するとともに、指導の方法について明確な計画を立てておく。
- (2) 学校長は、災害の発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止すること
 - イ 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討すること
 - ウ 市教育委員会、河内長野警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行うこと
 - エ 時間外においては、所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと

2 災害時の体制

- (1) 学校長は状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 学校長は災害の規模、児童・生徒・職員及び施設等の被害状況や所在地を速やかに把握するとともに市教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保する。
- (3) 学校長は準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (4) 学校長は応急教育計画については市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底する。
- (5) 学校長は校区外に避難した児童・生徒の転校手続き等が円滑に進むよう、市教育委員会、受け入れ学校、関係機関等と調整する。

3 災害復旧時の体制

- (1) 学校長は教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する体制をとる。
- (2) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府・市教育委員会より指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については学校長は関係機関の援助等により処置する。
- (3) 校区外に避難した児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握し、保護者に必要事項を連絡する。

- (4) 学校長は災害の推移を把握し、市教育委員会と連絡のうえ、平常授業にもどるよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。
- (5) 学校長は校舎が避難所として利用されている場合は、応急教育実施のための措置を市と協議する。

第3 児童・生徒等の保護

1 児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど、臨機の措置をとる。

- (1) 授業開始後にあつては、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添う。

ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれのあるものは、学校等において保護する。

- (2) 登校前に休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒等に連絡する。
- (3) 災害が広域にわたると予想される場合には、府教育委員会から、ラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に措置する。
- (4) 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで中止する。
- (5) 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。
- (6) 学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を教育部（避難部）に報告しなければならない。
- (7) 学校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部（避難部）に連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保する。

2 教育施設の保全

教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等予想される事故に対する措置を行う。

3 教育活動への支援

市教育委員会は、教育活動への支援が必要な場合、市教育委員会に勤務する指導主事を派遣する。

第4 応急教育の実施

文教施設の被災又は児童・生徒のり災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は、次のとおり実施する。

1 応急教育実施の基準

災害発生後1週間程度開始を目安として、学校内若しくは学校長が適当と認める場所において、応急教育を実施する。

2 応急教育実施予定場所

- (1) 学校が避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。
- (2) 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、なお不足するときは、二部授業の方法による。
- (3) 公民館等の公共施設を利用する。
- (4) 隣接校の余裕教室を借用する。
- (5) 利用すべき施設がないときは、応急校舎を建設する等の対策を講ずる。

校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

3 授業時数の確保

- (1) 災害による休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。
- (2) 長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は、各地区毎の組織に区分して応急教育を実施する。

4 児童・生徒の健康保持

被災地区の児童・生徒に対しては、被災状況により健康診断、検便等を行い、健康の保持に充分注意するとともに、感染症の予防について富田林保健所の指示により、必要な措置を行う。

第5 就学等に関する措置

1 学用品の供与

学用品の供与については、災害救助法の定めにより実施する。

(1) 供与品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 供与対象者

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の小学校児童・中学校生徒で、教科書、学用品を滅失又は棄損したもの

2 就学措置

府教育委員会及び市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、支援する。府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

- (1) 府教育委員会は、府立高等専門学校及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。
- (2) 市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

第6 給食に関する措置

教育部（避難部）は、学校給食をできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

- 1 災害が広範囲にわたり、学校給食施設を、災害救助のための炊き出しに使用したとき
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- 4 給食物資の調達が困難なとき
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき
- 6 給食の実施が適当でないと認められるとき
なお、この場合、給食再開にあたっては、衛生管理には十分に注意が必要である。

第7 教育施設の応急整備

- 1 災害により被害を受けた小、中学校の施設、設備については学校長の報告により教育部（避難部）は調査の上速やかに応急復旧工事を実施する。
- 2 応急復旧資材については、本市競争入札の有資格業者に建築資材を常時確保させておくものとする。

第8 災害後の環境衛生の確保

- 1 教育部（避難部）は保健福祉部（医療部）及び学校長と協議の上、保健室常備の医療機器薬品の確保等の必要な措置を速やかに行う。
- 2 学校長は、児童・生徒に災害時における環境衛生について周知及び指導を徹底する。
- 3 学校長は、災害後の感染症及び防疫対策について、教育部（避難部）、保健福祉部（医療部）、校医等と協議し、富田林保健所の指示援助により、必要な措置を速やかに行う。

第9 児童・生徒の「こころのケア」対策

市教育委員会は、府（子ども家庭センター）、その他関係機関、市医師会等協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

第10 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し、教育部（避難部）に報告するとともに、市教育委員会並びに府教育委員会と協議のうえ応急措置を講ずる。

1 被害状況の調査

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

2 被害の拡大防止等

市教育委員会は、被害調査後、判明した状況から市指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、適切な措置をとるよう指導・助言を行う。

第4項 被災者の生活確保

実施担当部局 危機管理室（総務部本部班）、保健福祉部（医療部）、市民文化部（生活部）、環境経済部（食糧・日用品部）等

市は、被災者が被った被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害傷害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

* 条例3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

第2 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア又はイの市町村を含む都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 支給対象世帯

ア 自然災害により、住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

帯

- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計金額となる。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3 / 4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 [(3)アに該当]	解体 [(3)イに該当]	長期避難 [(3)ウに該当]	大規模半壊 [(3)エに該当]
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

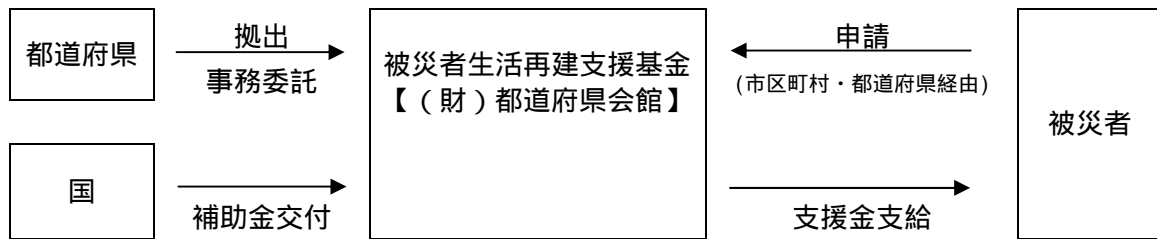
イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管：内閣府)(支援金の1/2)

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立てなおしに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得者に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

1 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は河内長野市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を

とる。具体的な措置の実施は、税務課が担当する。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、その申請により2ヶ月を超えない期限において市税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納付(納入)義務の免除を行う。

2 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付(納入)すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

第5 医療費の負担等

市は、必要に応じ、国民健康保険制度における医療負担及び保険料の減免等を図る。

第6 雇用機会の確保

府は、関係機関と協力して、次の事項をもって、被災事業者の雇用の確保、災害により離職した者に対する適職への就職あっせんに努める。

- 1 公共職業安定所によるあっせん
- 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置
- 3 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止

第4節 地域支援

第1項 農産物災害応急対策計画

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）

災害時において農林業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

第1 農業施設応急対策

- 1 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- 2 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上において応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限に食い止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

2 水稻種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

3 病虫害の防除

農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

第3 林産物応急対策

1 技術指導等

- (1) 森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- (3) 浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第4 畜産等応急対策

- 1 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

- 2 一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し治療にあたる。

- 3 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指示によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。

- 4 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管

の飼料の払い下げを求める。

第2項 中小企業の復興支援

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

第1 資金需要の把握・調査等

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。また、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資措置

府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

1 政府系金融機関の融資

(1) 中小企業金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

(2) 国民金融公庫

措置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(3) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被害中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

第3 中小企業者に対する金融制度の周知

市は、商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、中小企業金融公庫や国民金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第3項 農林業関係者の復興支援

実施担当部局 環境経済部（食糧・日用品部）

災害により被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業者等に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

第1 資金需要の把握・調査

府が行う農業者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。

第2 資金の融資措置

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填等に必要な農林漁業災害復旧資金及び災害により農業経営の維持安定が困難な農業者に対する農業経営維持安定資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第3 融資制度の周知

市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第3編 風水害等応急・復旧・復興対策編

第2部 その他の災害応急・復旧・復興対策

林野火災、危険物災害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。

なお、以下、実施担当部局に示す()内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第 1 節 林野火災応急対策

実施担当部局 消防本部・消防団（消防部）

林野火災の特異性を考慮して、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第 1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

火災警報は、気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。

(1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで市条例で定める火の使用制限に従う。

4 市民への周知

消防本部は、防災行政無線、広報車などを利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第 2 火災通報等

1 市・消防機関

(1) 火災を発見した者から通報を受けた場合は、関係機関（近隣市町村、警察署等）に通報を行う。

(2) 地区住民、入山者等に対して周知を図る。

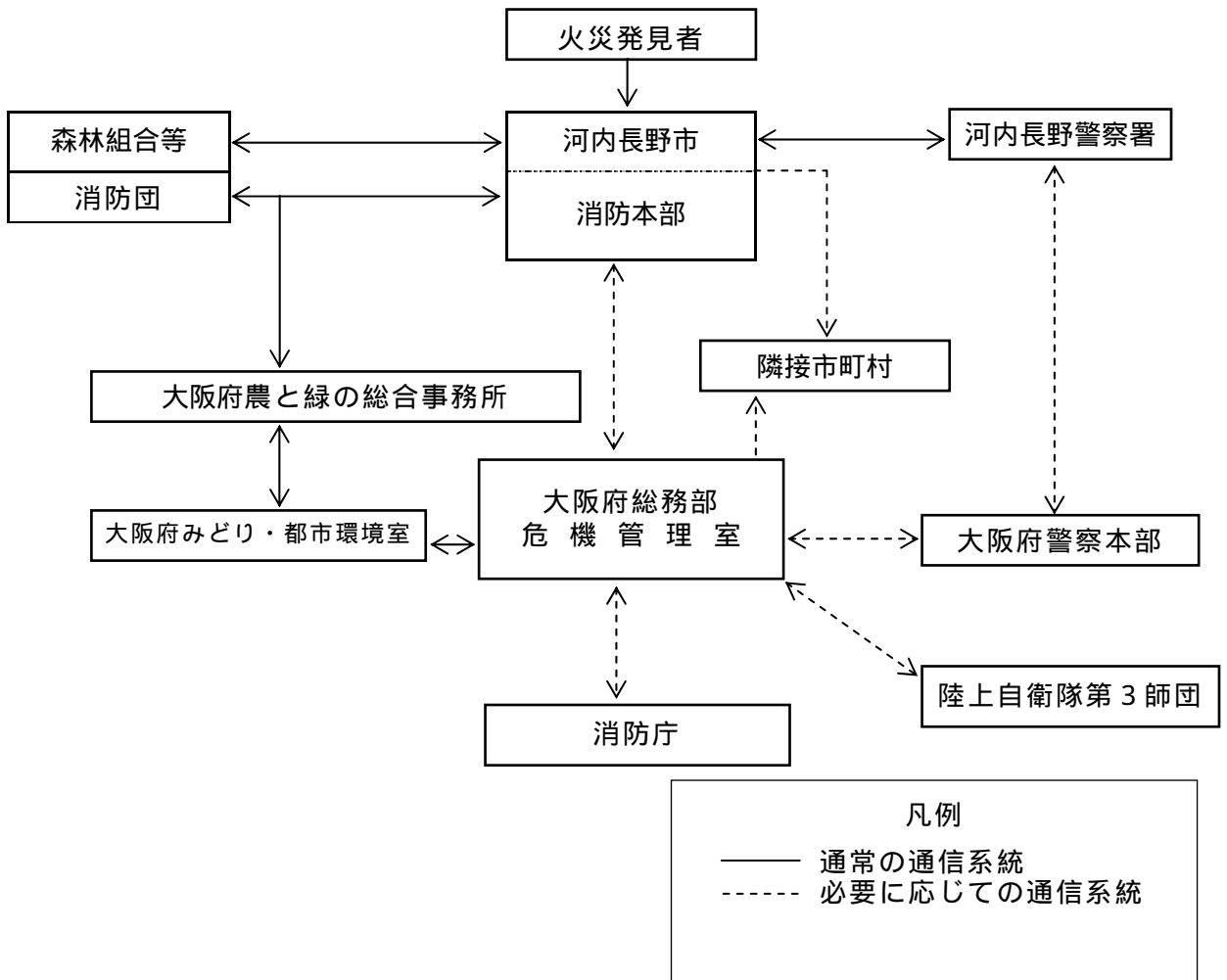
(3) 火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

府の定める通報基準

- ・ 焼損面積 5 ha以上と推定されるもの
- ・ 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できないもの
- ・ 空中消火を要請するもの
- ・ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

2 伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



第3 活動体制

1 市・消防機関

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

(1) 現場指揮本部の設置

ア 林野火災発生 of 通報があった場合は、直ちに現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

イ 状況把握を的確に行い、延焼拡大のおそれがあるとき又は市単独では対処できないと判断したときは、時期を逸せず隣接市町等に応援出動準備を要請する。

(2) 現地対策本部の設置

隣接市町等に応援要請を行った場合、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

イ 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ 空中消火の要請又は知事への依頼

エ 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

オ 応援部隊の受入れ準備

2 河内長野警察署

市や関係機関との連携を密にし、負傷者及び要救出者の救助にあたりとともに拡大防止を図るため、必要な警戒、交通規制等の措置をとる。

第4 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の樹立を図る。

市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、林野火災調査資料を作成し、速やかに府に報告を行う。

第2節 市街地災害応急対策

実施担当部局 消防本部・消防団（消防部）

中高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

第1 ガス漏洩事故

1 消防活動体制の確立

2 ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

3 火災警戒区域の設定

範囲は、地階を有する建築物にあっては、原則として当該地階を有する建築物全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

4 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、河内長野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

5 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

6 ガスの供給遮断

(1) ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社が行う。

(2) 大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社に連絡する。

第2 火災等

1 救助活動体制の早期確立と出動隊の任務分担

2 活動期における情報収集、連絡

3 排煙及び進入時等における資機材の活用対策

4 高層建築物、地階を有する建築物等の消防用設備の活用

5 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用

6 浸水、水損防止対策

第3 広域応援体制

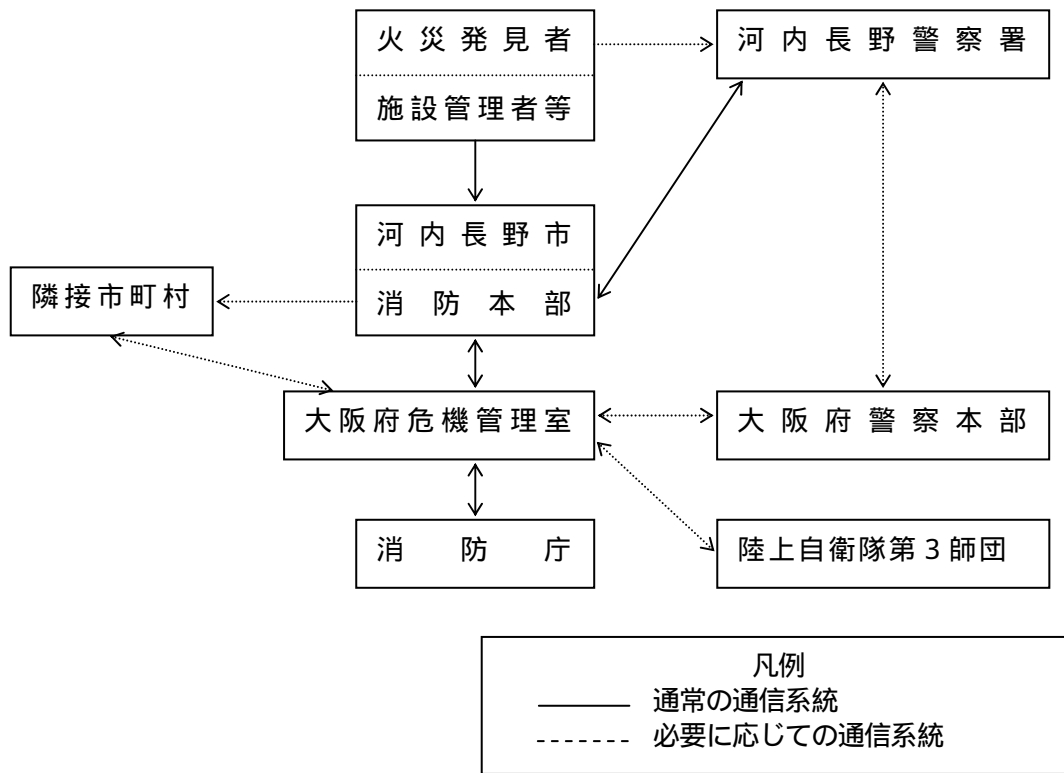
市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分な火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第4 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等

- 1 ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3節 危険物等災害応急対策

実施担当部局 消防本部・消防団（消防部）、企画総務部（広報部）、市民文化部（生活部）

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

第1 危険物災害応急対策

1 市

企画総務部（広報部）及び市民文化部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

2 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、次の対策を実施する。

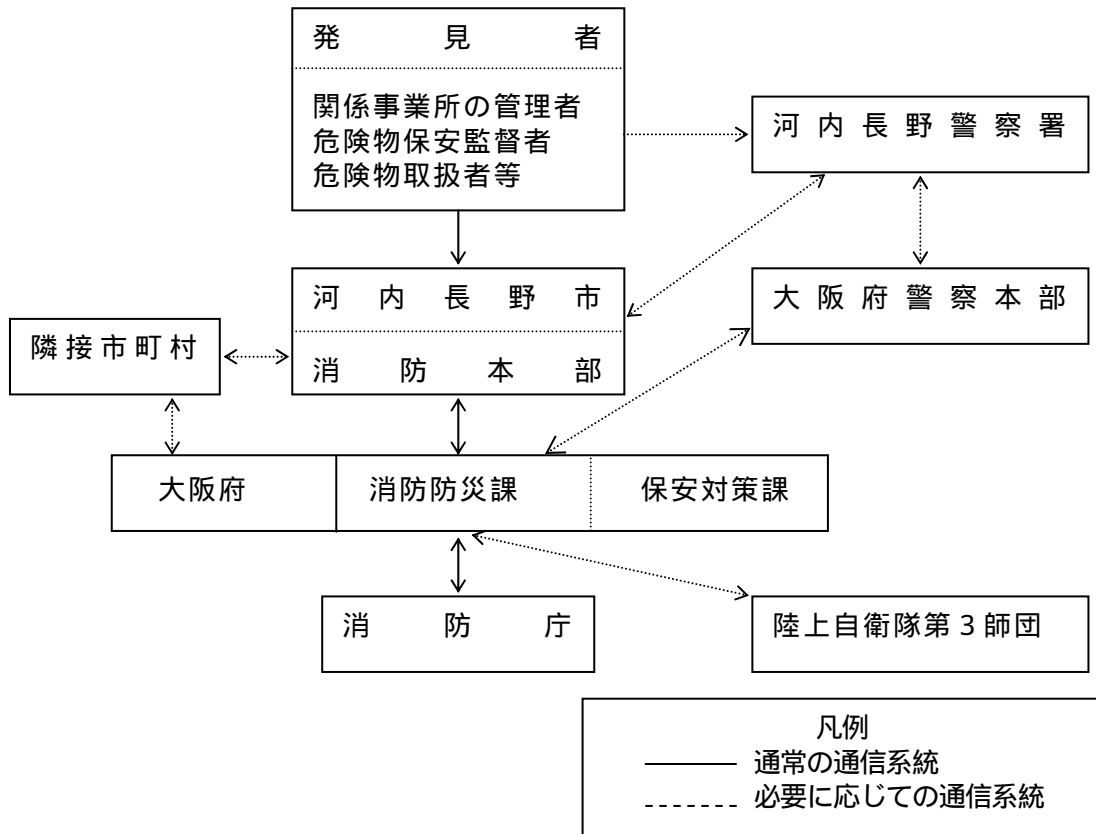
- (1) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

3 河内長野警察署

河内長野警察署は、危険物の漏洩、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2 高圧ガス災害応急対策

1 市

企画総務部（広報部）及び市民文化部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

2 消防機関

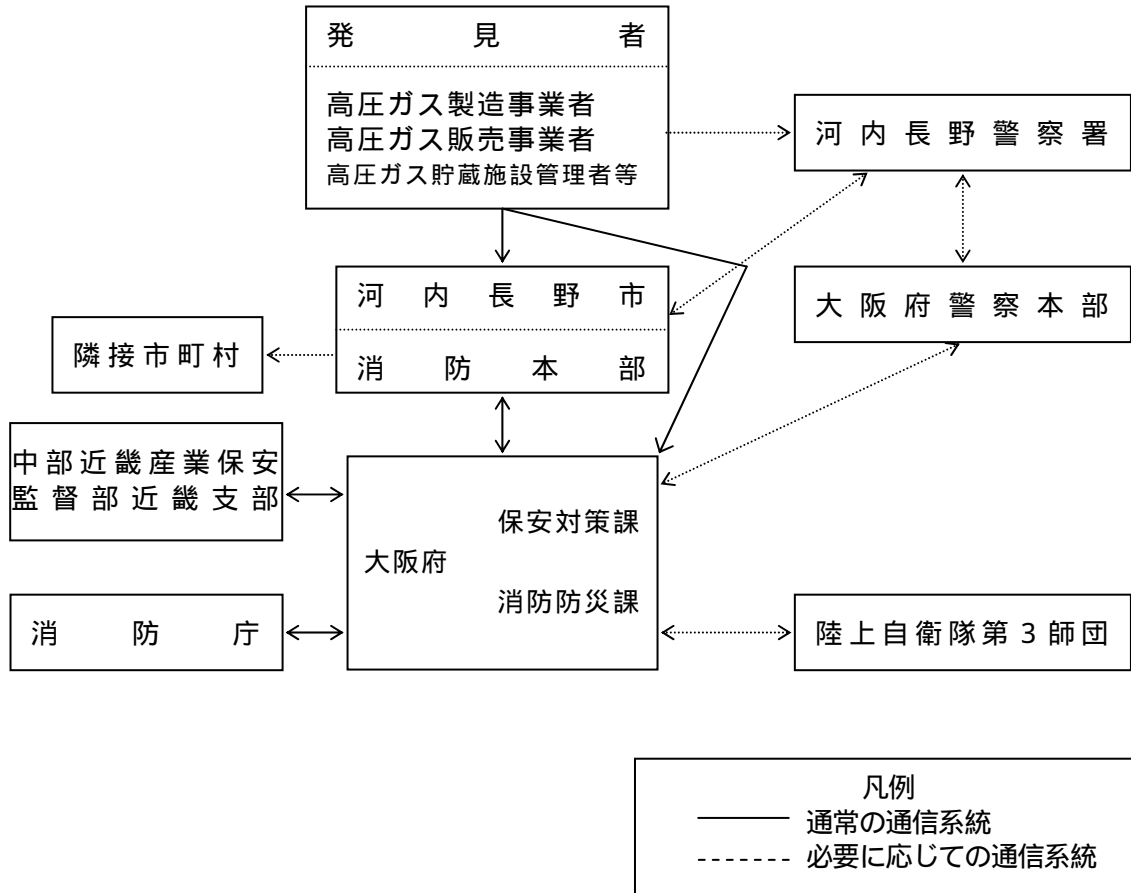
消防本部・消防団（消防部）は、高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

3 河内長野警察署

河内長野警察署は、高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 火薬類災害応急対策

1 市

企画総務部（広報部）及び市民文化部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

2 消防機関

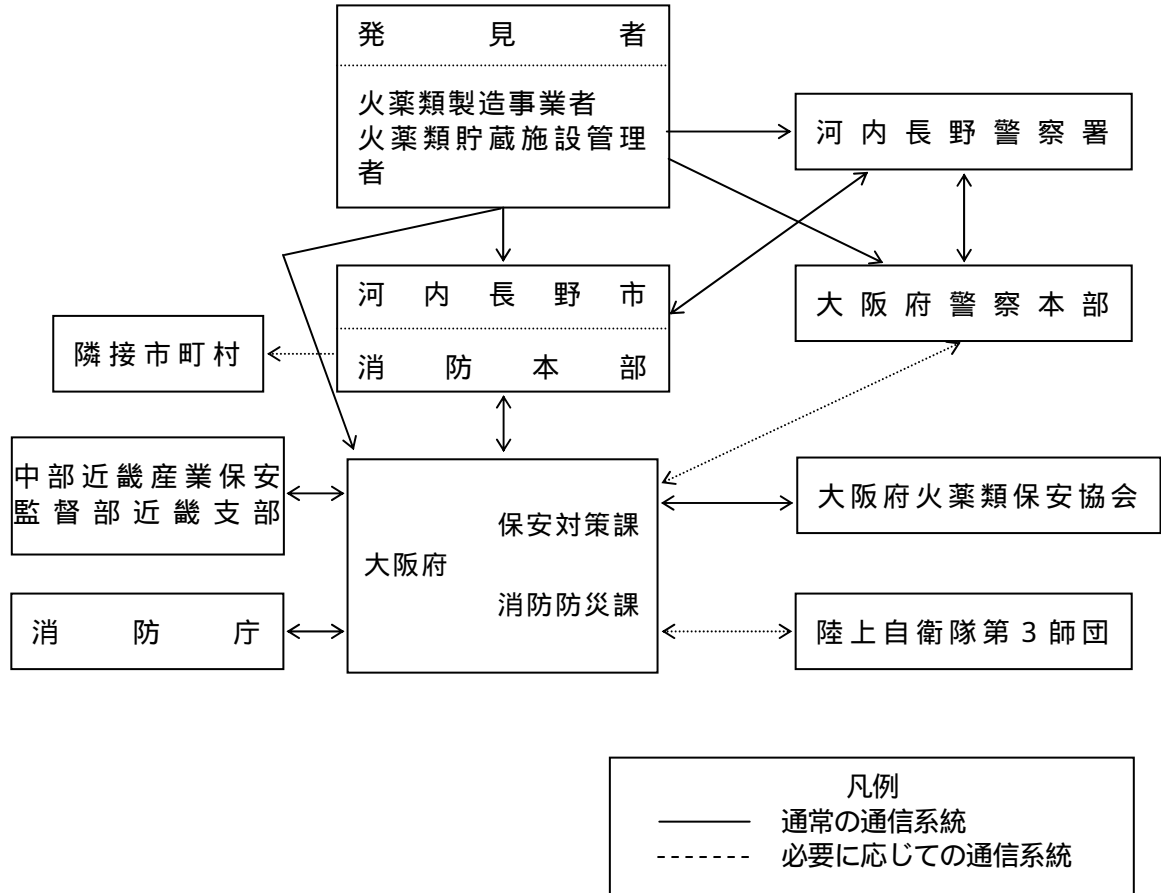
消防本部・消防団（消防部）は、火薬類の爆発等の災害が発生し、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

3 河内長野警察署

河内長野警察署は、火薬類の爆発等の発生した場合、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 毒物、劇物災害応急対策

1 市

企画総務部（広報部）及び市民文化部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

2 消防機関

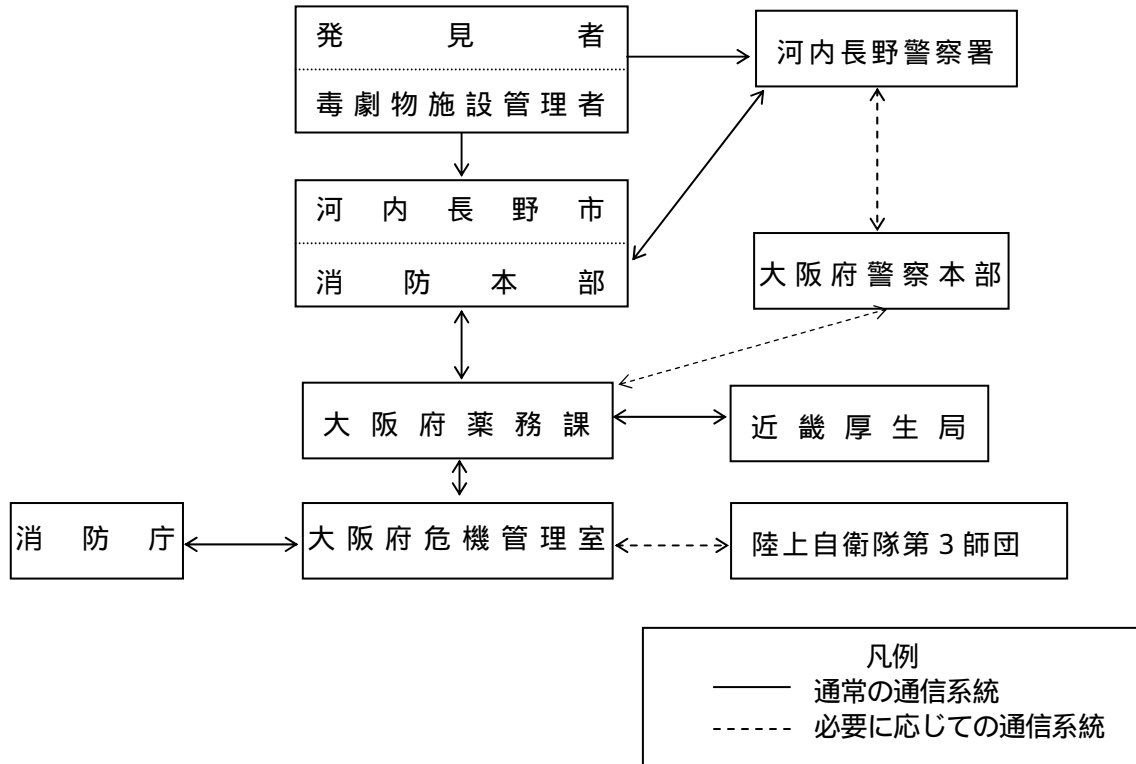
消防本部・消防団（消防部）は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生し、又は毒物・劇物貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

3 河内長野警察署

河内長野警察署は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、又は貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 放射線災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、市、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

放射性同位元素取扱施設

名称	所在地	電話
大阪南医療センター	河内長野市木戸東町2-1	53-5761
日本エコテック	河内長野市小山田町345	55-1660
日本農薬	"	56-9000

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 市民等の避難
- 5 危険区域の設定と立ち入り制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第4節 大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策

実施担当部局 消防本部・消防団（消防部）、都市建設部（交通部）

大規模な交通災害が発生した場合、市及び関係機関は、相互に協力して次の措置を必要に応じて行う。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機事故
- 2 鉄道事故
- 3 自動車事故

第2 応急対策

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

- ア 消防本部は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。
- イ 消防本部は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

消防本部は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、河内長野警察署及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

(2) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（大阪南医療センター及び当該事故関係機関）

(ア) 医師及び看護師の派遣

(イ) 医療機材及び医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救助

(エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ 消防活動

消防本部は、災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

都市建設部（交通部）、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

企画総務部（総務部）、消防本部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

河内長野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(3) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、河内長野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

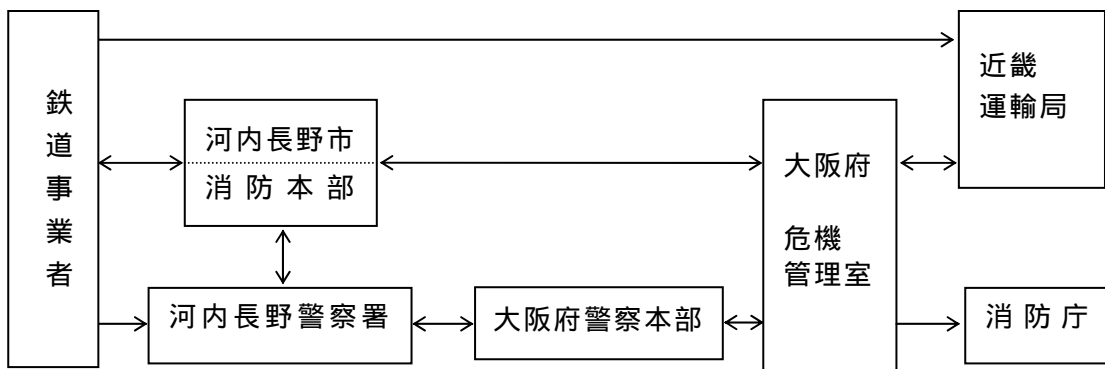
4 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

(ア) 事故の概要

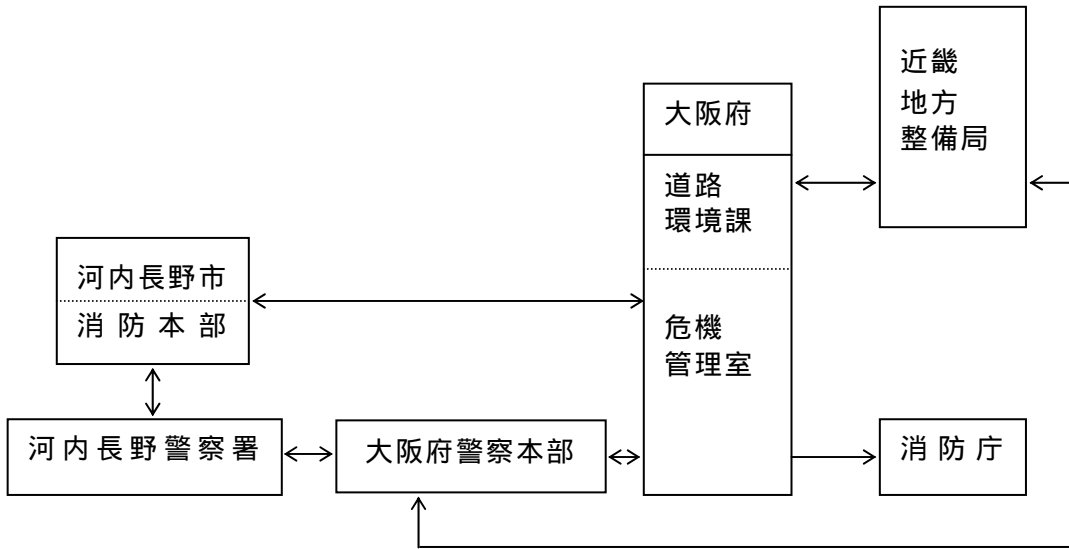
(イ) 人的被害の状況等

(ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況

(エ) 応援の必要性

(オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故
ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

第5節 その他災害応急対策

市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にもトンネルの崩落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急・復旧・復興対策」、「風水害等応急・復旧・復興対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消防・救急救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。